

生活排水対策重点地域（油ヶ淵周辺地域）に係る
生活排水対策推進計画

平成 29 年 3 月

西 尾 市

目次

第1章 計画改訂の背景.....	1
1.1 計画改訂までの経緯.....	1
1.2 計画改訂の趣旨.....	1
1.3 計画対象地域について.....	1
1.4 油ヶ淵の水質動向.....	2
1.5 油ヶ淵の水質汚濁の要因.....	2
1.6 生活排水対策の進捗状況.....	4
第2章 生活排水対策推進に関する基本的整理.....	6
2.1 地域の概要.....	6
第3章 関連計画等.....	18
3.1 第7次西尾市総合計画.....	18
3.2 第2次西尾市環境基本計画.....	18
3.3 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）.....	19
3.4 西尾市污水適正処理構想.....	20
3.5 全県域污水適正処理構想.....	21
3.6 県民の生活環境の保全に関する条例.....	22
第4章 水質の現況及び動向.....	24
4.1 環境基準の達成状況.....	24
4.2 対象地域内の河川等の水質状況.....	25
第5章 生活排水処理施設の整備等状況.....	27
5.1 施設の概要.....	27
5.2 各施設の整備状況.....	29
5.3 生活排水対策に係る啓発状況.....	30
第6章 生活排水対策推進計画の目標.....	31
6.1 生活排水対策の基本理念.....	31
6.2 生活排水対策の基本方針.....	31
6.3 計画の目標年度.....	33
6.4 計画の目標水質等.....	33
第7章 生活排水処理施設等の整備に関する計画.....	36
7.1 生活排水処理施設整備計画.....	36
7.2 施設整備による水質改善効果.....	37
第8章 水辺空間の整備.....	39
8.1 水辺空間等の整備に関する基本方針.....	39
8.2 うるおいのある水辺空間の整備促進.....	40

第 9 章 生活排水対策に係る啓発に関する計画	41
9.1 啓発活動	41
9.2 市民団体の活動への支援.....	41
第 10 章 流域全体の生活排水対策の推進に関し必要な事項.....	42
10.1 関係行政機関等との連携.....	42
10.2 関係計画との調整	42
10.3 その他.....	42
第 11 章 参考資料	43
11.1 用語の説明	43
11.2 油ヶ淵水質浄化促進協議会設置要綱	46

第1章 計画改訂の背景

1.1 計画改訂までの経緯

県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵は利水や漁業利用などの目的にとどまらず、地域住民を始めとする人々が水や生息する生きものとのふれあいなど、レクリエーションの場としても重要な資源となっている。

油ヶ淵は、その流域において高度経済成長期以降の都市化に伴い、生活排水等による流入負荷が増大したことにより、環境基準を大幅に上回るような水質汚濁が進んだ。

このような状況から、油ヶ淵流域に位置する西尾市、安城市、碧南市及び高浜市（以下「流域4市」という。）は、平成3年3月に愛知県知事より水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として指定され、平成5年4月には愛知県と流域4市で「油ヶ淵水質浄化促進協議会」を設立した。

本市においては、平成4年3月に「生活排水対策推進計画」を策定し、平成8年度及び平成17年度に見直し改訂、さらには平成26年度に計画期間延長を行いつつ、油ヶ淵を中心とした水辺環境の改善を推進していくため、公共下水道の整備や浄化槽の普及を進めてきた。また、平成23年5月に改訂された「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」や平成24年3月に見直しが行われた「全県域汚水適正処理構想」などと合わせて生活排水対策を一層進めるとともに、加えて市民に対して啓発を行い、市民協力のもと市内各河川や油ヶ淵において水質環境基準を達成するための幅広い生活排水対策を積極的に推進してきている。

1.2 計画改訂の趣旨

近年は各種生活排水対策の実施により、若干の水質改善はみられるものの、依然として、油ヶ淵の水質は環境基準を上回っている。

このたびは、平成27年度に「西尾市汚水適正処理構想」、平成28年度に「全県域汚水適正処理構想」の見直しが行われ、それを踏まえ、上位計画との整合性を図りつつ、見直し改訂（計画目標：平成38年度）を行う。

1.3 計画対象地域について

本市の生活排水対策推進計画については、平成3年3月の水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定が旧西尾市地域であったことから、平成23年4月の旧幡豆郡三町との合併後も引き続き、合併前の旧西尾市地域を対象とする。

したがって、本計画中の「対象地域」は旧西尾市地域を表している。

1.4 油ヶ淵の水質動向

油ヶ淵（周囲 6.3km、面積 0.6km²、平均水深 3.0m）は、矢作川河口の氾濫原を流れる二級河川・高浜川と、支川の長田川や半場川の接続点にある天然湖沼である。なお油ヶ淵ができたのは比較的新しく、江戸時代の初めのころに、矢作川が運ぶ土砂によって三河湾の入り江がせき止められて誕生した。

油ヶ淵は、「水質汚濁に係る環境基準」において「湖沼B類型（COD：5mg/ℓ以下）」に指定されているが、愛知県による平成27年度公共用水域水質調査結果をみると、油ヶ淵のCOD75%水質値は7.2mg/ℓとなっており、環境基準を達成するには至っていない。また最も水質が悪化した時期より改善はしているが、平成27年度のCOD年間平均値は6.5mg/ℓであり、油ヶ淵水域の生活排水対策を迅速に進める必要がある。

表 1-1 油ヶ淵の水質の推移

(単位:mg/ℓ)

年 度	昭和 58	59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
COD75%水質値	13	16	9.9	12	14	13	13	13	9.9	10	9.8	10	11	12	10	9.4	10
COD年間平均値	12	16	9.9	11	12	11	10	10	8.3	8.6	9.2	10	11	11	9.6	8.7	9.5
全国ワースト順位	3	2	6	4	4	3	4	4	7	6	4	4	4	3	5	5	5

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
COD75%水質値	9.3	9.9	9.5	11	9.7	10	9.8	9.0	7.6	6.7	7.0	7.6	7.5	7.7	7.5	7.2
COD年間平均値	8.9	8.8	8.4	9.1	8.3	8.6	8.1	7.5	6.7	5.9	6.6	6.8	6.8	6.9	6.9	6.5
全国ワースト順位	8	5	8	3	6	4	8	11	16	21	15	14	14	9	15	16

出典：油ヶ淵電子図書館HP

1.5 油ヶ淵の水質汚濁の要因

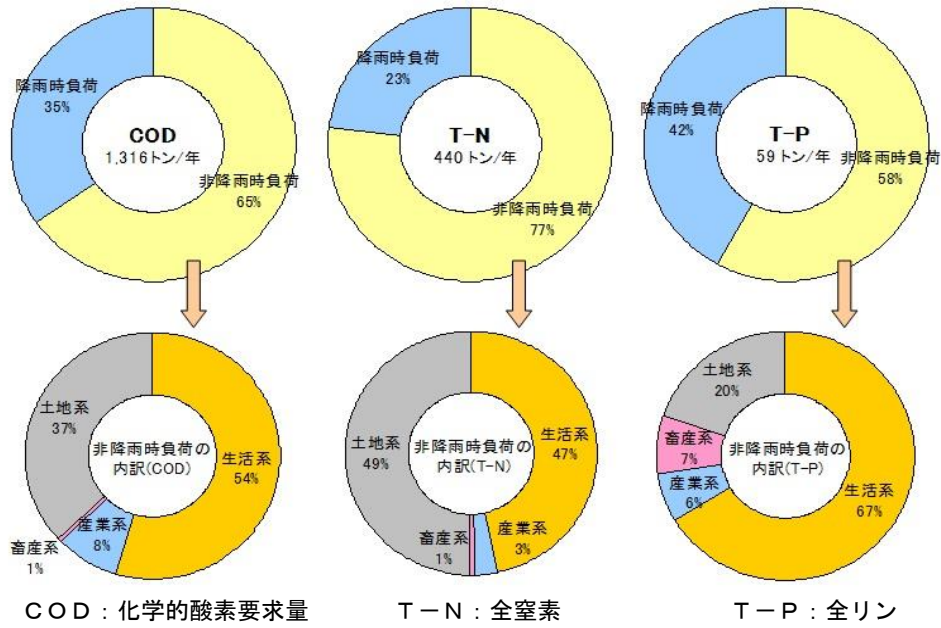
油ヶ淵の水質汚濁の要因として、①流入する河川の汚濁負荷量が多いこと、②油ヶ淵における内部生産（湖沼内部で植物プランクトン等により有機物等が生産される）が行われることが挙げられる。

(1) 流入河川の汚濁負荷量の現況

油ヶ淵に流入する河川から、汚濁物質が流れ込んでいる。その汚濁物質は上流に位置する家庭及び工場等から排出されるもの（非降雨時負荷）と、雨水とともに道路及び農地等から流れ込むもの（降雨時負荷）に分けられる。

また非降雨時負荷については、発生源別に分けられ、汚濁負荷の発生源としては、生活系、産業系及びその他（田畑含む。）に大別できる。

平成21年度における発生源別COD汚濁負荷量の状況は、図1-2に示すとおりであるが、発生源としては生活系が54%を占める。なお生活系のうちの大部分は、未処理の生活雑排水とみられ、積極的に生活排水対策を進めることが重要である。



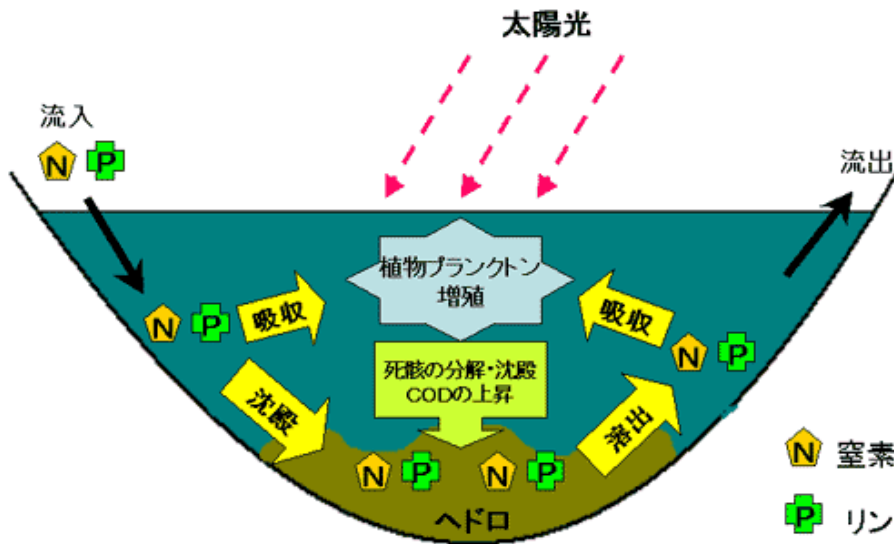
出典：油ヶ淵電子図書館 HP

図 1-1 油ヶ淵流域から流入する汚濁負荷量（平成 21 年度）

(2) 油ヶ淵における内部生産の現況

内部生産とは、湖沼、内湾など閉鎖性水域で植物プランクトンの増殖(光合成)により有機物が生産されることである。植物プランクトンの増殖には窒素やリンが不可欠であり、これら栄養塩類の水域への流入量を削減することにより、内部生産を抑制することができるといわれている。

油ヶ淵においても、内部生産が行われており、上流域から流れ込んでくる窒素及びリンの削減が必要である。



出典：油ヶ淵電子図書館 HP

図 1-2 油ヶ淵における内部生産イメージ図

1.6 生活排水対策の進捗状況

平成26年度に計画期間を延長した「生活排水対策推進計画」では、平成28年度を目標年度とし、それまでに生活排水処理率（生活排水処理人口/全人口）を93%（対象地域）としている。ここでは当初の計画を振り返り、各目標に対する進捗状況について整理した。

(1) 生活排水処理施設整備の進捗状況

公共下水道の整備に関しては、目標年度までに79,100人の生活排水を処理することとしている。これに対して平成27年度実績は85,192人となっており、目標を達成している。

農業集落排水処理施設に関しては、目標年度までに9,990人の生活排水を処理することとしている。これに対して平成27年度実績は9,776人となっており、達成率は98%となっている。

合併処理浄化槽に関しては、目標年度までに8,100人としている。平成27年度実績は9,812人となっており、目標を達成している。

表1-2 生活排水対策の進捗状況（対象地域）

(単位：人)

項目	現況① 平成16年度	実績② 平成27年度	目標③ 平成28年度	進捗率 ②/①	目標達成率 ②/③
人口	101,138	112,685	104,000		
公共下水道人口	39,285	85,192	79,100	217%	108%
農業集落排水人口	7,026	9,776	9,990	139%	98%
浄化槽人口	18,385	9,812	8,100	53%	121%
生活排水処理人口	64,696	104,780	97,190	162%	108%
汚水処理人口普及率	64%	93%	93%	—	—

表1-3 生活排水対策の進捗状況（油ヶ淵流域）

(単位：人)

項目	現況① 平成16年度	実績② 平成27年度	目標③ 平成28年度	進捗率 ②/①	目標達成率 ②/③
人口	3,713	3,916	3,770		
公共下水道人口	—	3,115	3,130	—	99%
農業集落排水人口	646	617	640	96%	96%
浄化槽人口	866	16	0	2%	—
生活排水処理人口	1,512	3,748	3,770	248%	99%
汚水処理人口普及率	41%	96%	100%	—	—

(2) 生活排水対策に係る啓発活動の進捗状況

生活排水対策に係る啓発活動に関しては、生活排水対策実践活動として、生活排水クリーン推進員による浄化教室の実施やパンフレット及び啓発用品の配布などの活動を行ってきたが、平成16年度までに対象地域での活動を終了した。

また、市民団体が主催する「みどり川クリーン作戦」や小学校児童による水生生物調査、愛知県及び流域4市による「油ヶ淵浄化デー」、油ヶ淵水質浄化促進協議会主催による「アクション油ヶ淵」などの活動については継続的に実施されている。

(3) 河川の水質状況

生活排水処理施設の整備や河川浄化に関する啓発活動や美化活動の進んだ北浜川は徐々に水質の改善が進み、コイやフナなどの魚の姿もよくみられるようになってきた。

第2章 生活排水対策推進に関する基本的整理

2.1 地域の概要

(1) 自然的環境

1) 地勢

①位置

本市は、愛知県の中央南部の矢作川下流に位置し、名古屋から約 35 km圏内にある。計画の対象地域は概ね平坦であり、面積は 75.78 km²で、愛知県土の 1.5%にあたり、東西 15.06 km、南北 11.09 kmに広がっている。

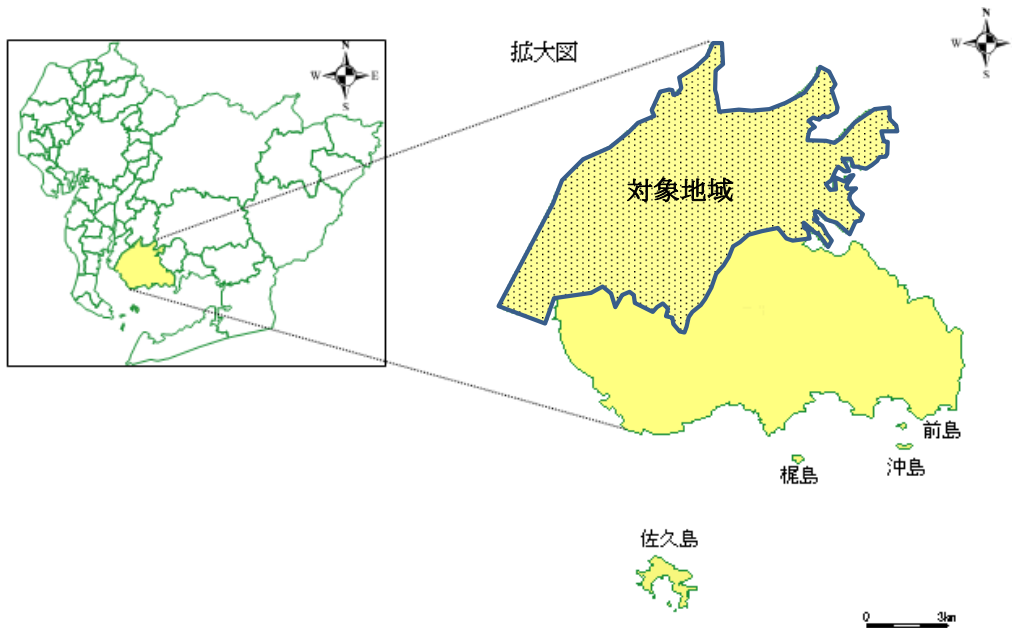
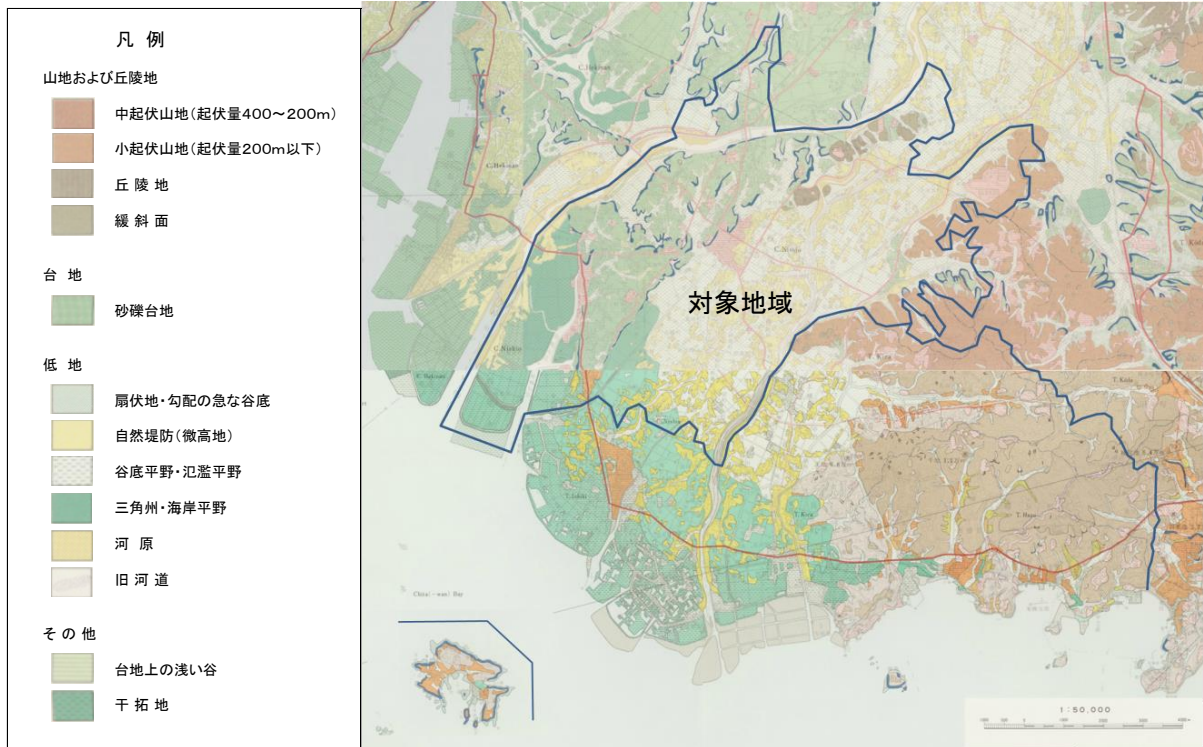


図 2-1 本市及び対象地域の位置図

(黄色：現西尾市範囲)
(網掛け：旧西尾市範囲)

②地形・地質

対象地域はおおむね平坦であるが、東部は木曾山系の支脈に属する三河高原の山々が南に連なり、幡豆の山並みに沿って山地をなし、その一部は浅井山から八ツ面山に続いている。西部は安城方面から碧海台地と呼ばれる洪積台地が5mから10mの高さで南へ伸びている。山地と台地に抱かれた対象地域中央部や西南部は、矢作川水系の吐出した土砂の堆積による沖積地が開けている。また、矢作川河口の新田地帯は、江戸時代中期からの干拓地となっている。



出典：国土地理院 HP

図 2-2 本市の表層図

③河川

対象地域には、1級河川が6河川、2級河川が3河川、計9河川が流れており、代表河川である矢作川についてみると、流域面積は1,830 km²で流路延長は117 kmにも及ぶ。

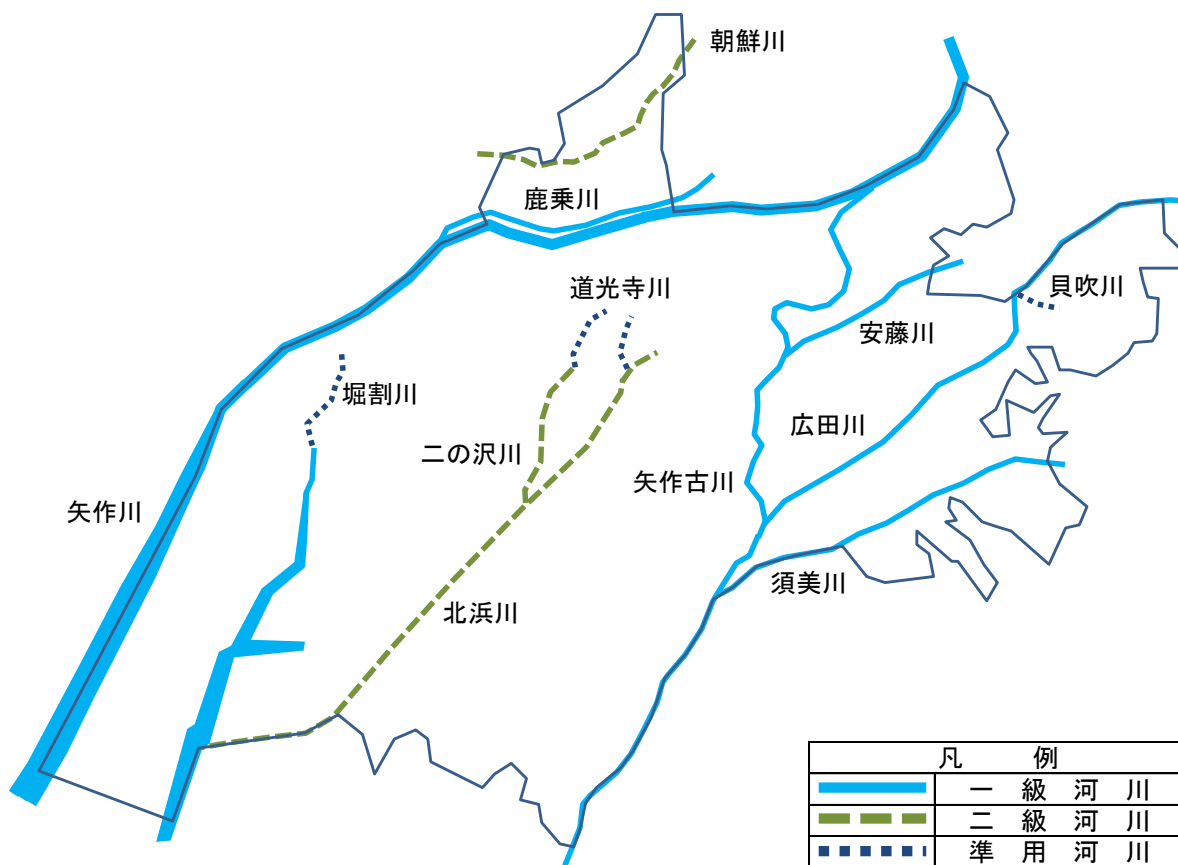


図 2-3 対象地域の河川図

④ 気象概況

対象地域を含む本市の平成 27 年における年平均気温は 16℃、年間降水量は 1,474.5 mm であった。

表 2-1 (1) 月別平均気温

(単位：℃)

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成23年	3.4	6.7	7.5	13.3	18.9	24.0	27.3	28.3	25.3	19.1	14.3	7.2
平成24年	4.6	4.7	8.8	14.4	19.0	22.2	26.7	28.5	25.8	19.4	12.0	5.9
平成25年	4.5	5.0	10.6	14.1	19.2	23.2	28.1	29.3	25.3	20.5	12.0	6.9
平成26年	4.9	5.6	9.5	14.4	19.2	23.4	27.1	27.0	23.6	19.1	13.7	6.0
平成27年	5.4	6.0	9.7	15.3	20.8	21.9	26.1	28.1	23.4	18.6	14.6	9.7

資料：西尾市消防本部

表 2-1 (2) 月別降水量

(単位：mm)

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成23年	4.5	91.0	43.0	95.5	240.5	147.0	180.5	60.0	271.5	166.0	49.0	26.0
平成24年	43.0	118.5	82.0	91.5	32.5	188.5	100.5	55.0	274.0	83.0	52.0	91.5
平成25年	46.5	63.5	63.5	96.5	67.0	147.5	53.0	96.0	125.0	300.0	53.0	48.0
平成26年	33.5	119.0	113.0	73.0	130.0	43.5	65.0	139.0	103.0	137.5	72.5	56.0
平成27年	92.0	37.5	98.0	87.5	55.5	102.0	293.0	163.0	359.0	55.5	92.5	39.0

資料：西尾市消防本部

表 2-1 (3) 過去 10 年平均 (H18~H27)

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温 (℃)	5.0	6.1	9.3	14.2	19.2	22.9	26.9	28.2	24.8	19.3	13.1	7.6
降水量 (mm)	45.3	83.7	98.7	102.4	140.5	150.8	158.7	93.7	181.2	140.86	68.35	60.1

資料：西尾市消防本部

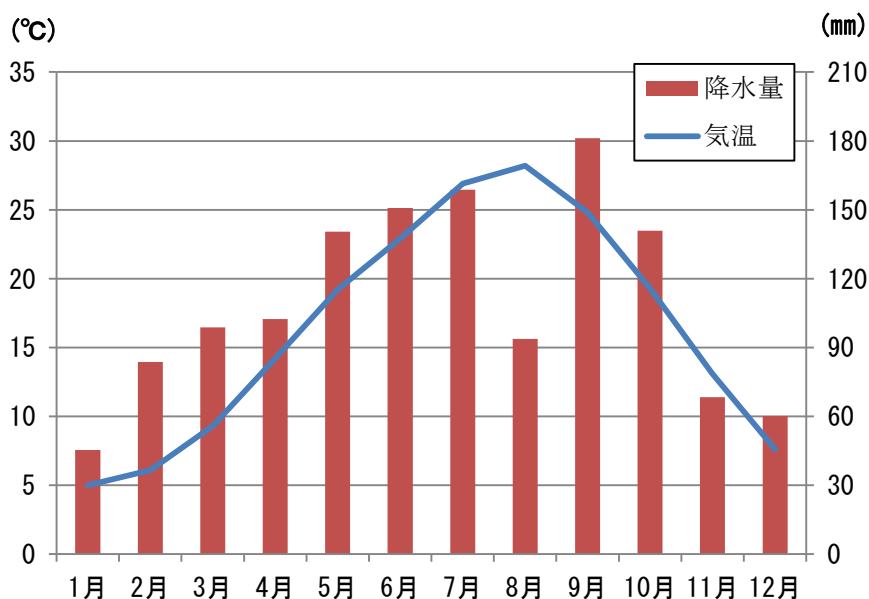


図 2-4 本市の気象概況(過去 10 年平均)

(2) 社会的環境

1) 人口及び世帯数の推移

対象地域の人口と世帯数の推移を表2-2、図2-5に示す。人口は増加傾向を示している。それに伴い世帯数も増加しているが、1世帯当たりの人口をみると減少傾向がみられる。

表2-2 対象地域の人口推移

(各年4月1日現在)

項目	合計 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)	世帯当たり人口 (人)
平成23年	109,310	55,410	53,900	38,558	2.83
平成24年	110,030	55,814	54,216	39,273	2.80
平成25年	110,581	56,118	54,463	39,953	2.77
平成26年	111,023	56,349	54,674	40,577	2.74
平成27年	111,525	56,715	54,810	41,252	2.70

資料：市民課

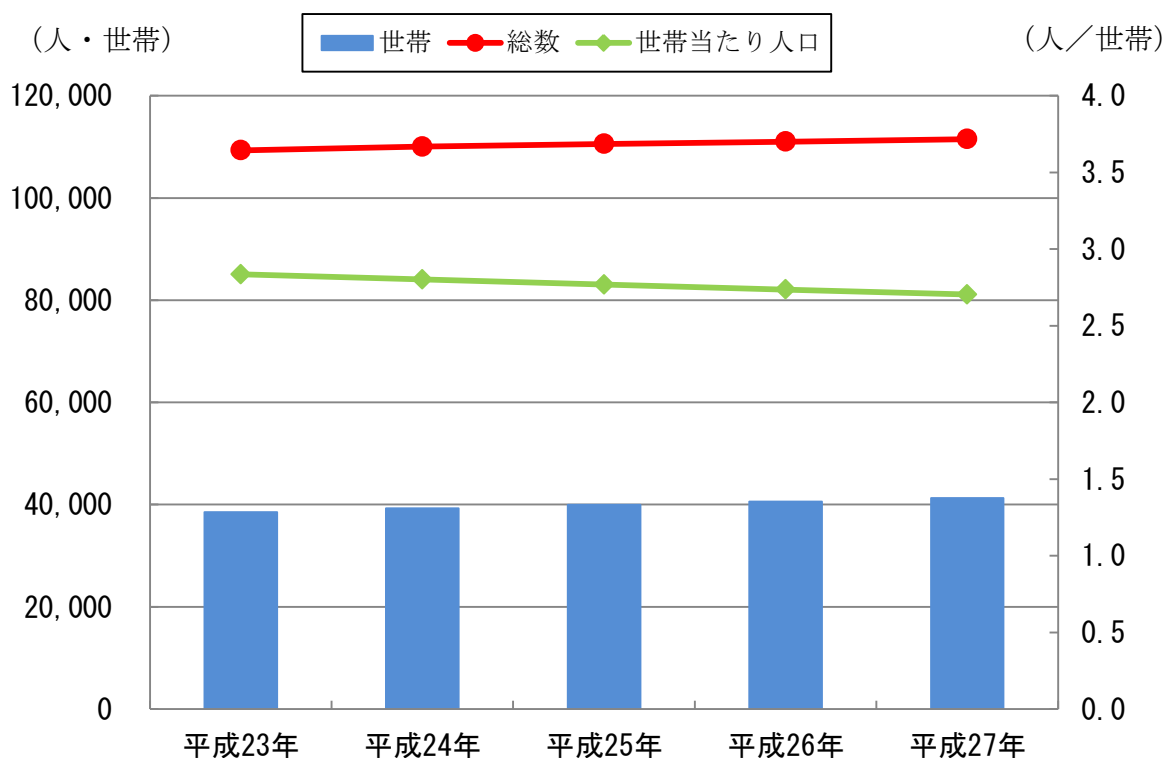


図2-5 対象地域における人口の推移

2) 人口の分布状況

対象地域の行政区別人口及び世帯数を表 2-3 に示す。対象地域の中で西尾地区に 44% 程度の人口が集中し、西尾地区及び平坂地区に対象地域の 60%以上の人口、世帯が集中している。

表 2-3 対象地域における地区毎の人口割合表

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

項 目	合 計 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)
西尾地区計	49,611	24,979	24,632	19,197
平坂地区計	25,176	12,988	12,188	9,028
寺津地区計	7,654	3,825	3,829	2,681
福地地区計	9,467	4,675	4,792	3,048
室場地区計	3,902	1,988	1,914	1,324
三和地区計	8,460	4,450	4,010	3,149
米津地区計	7,255	3,810	3,445	2,825

資料：市民課

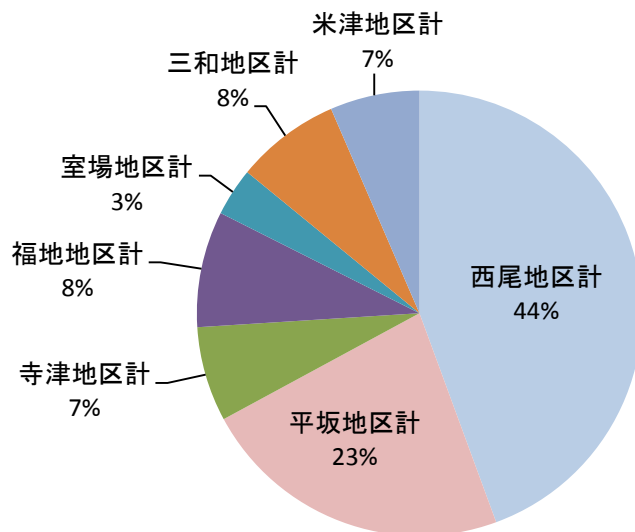


図 2-6 行政区別人口及び世帯数 (対象地域)

3) 市街地、集落等の動向

①市街地（対象地域）の状況

少子高齢化社会の到来、大型店舗の進出による既存商店街の衰退、中心市街地の空洞化など市街地整備事業を取り巻く環境は大きく変化してきている。

本市は、公共施設の整備、商業の活性化及び宅地の利用増進を図りながら、市街地再開発事業や土地区画整理事業など総合的、計画的なまちづくりを進めてきた。

そして今日、成長社会から成熟社会へ移行しつつあると言われ、生活環境の質に対する市民ニーズも高くなってきており、市街地整備にあたっては、これまで以上に市民や関係権利者の理解と協力を得るとともに、質的に安全安心でかつ個性的で魅力があることが求められている。

②都市計画区域の状況

本市の都市計画用途地域面積を表2-4に示す。

平成28年4月現在、対象地域全域の約7,578haが都市計画区域になっている。対象地域の市街化区域面積は全面積の約74.5%を占めている。

表2-4 都市計画用途地域面積

項 目	西尾市全域		対象地域※	
	面積 (ha)	構成比	面積 (ha)	構成比
市街化区域	2,832	17.8%	1,930	25.5%
住居系	1,804	11.3%	1,063	14.0%
第1種低層住居専用地域	80	0.5%	2	0.1%
第2種低層住居専用地域	73	0.5%	73	1.0%
第1種中高層住居専用地域	403	2.5%	309	4.1%
第2種中高層住居専用地域	35	0.2%	28	0.4%
第1種住居地域	994	6.2%	511	6.7%
第2種住居地域	70	0.4%	54	0.7%
準住居地域	149	0.9%	86	1.1%
商業系	157	1.0%	131	1.7%
近隣商業地域	94	0.6%	78	1.0%
商業地域	63	0.4%	53	0.7%
工業系	871	5.5%	736	9.7%
準工業地域	327	2.1%	266	3.5%
工業地域	338	2.1%	288	3.8%
工業専用地域	206	1.3%	182	2.4%
市街化調整区域	13,117	82.2%	5,648	74.5%
都市計画区域 合計	15,949	100.0%	7,578	100.0%

※対象地域は参考値

資料：都市計画課

4) 産業の動向

①就業人口

対象地域の産業別就業人口の推移を表 2-5、図 2-7 に示す。平成 22 年度の対象地域の産業別就業人口をみると、第1次産業は2,097人(3.7%)、第2次産業は25,575人(45.6%)、第3次産業は26,772人(47.7%)であり、第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向にある。

表 2-5 産業別就業人口の推移

(各年10月1日現在)

産業分類	平成12年		平成17年		平成22年	
	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比
第1次産業計	3,225	5.9%	2,864	5.0%	2,097	3.7%
第2次産業計	26,092	47.5%	26,514	46.6%	25,575	45.6%
第3次産業計	25,493	46.4%	27,033	47.6%	26,772	47.7%
分類不能	142	0.2%	465	0.8%	1,692	3.0%
総計	54,952	100.0%	56,876	100.0%	56,136	100.0%

資料：国勢調査

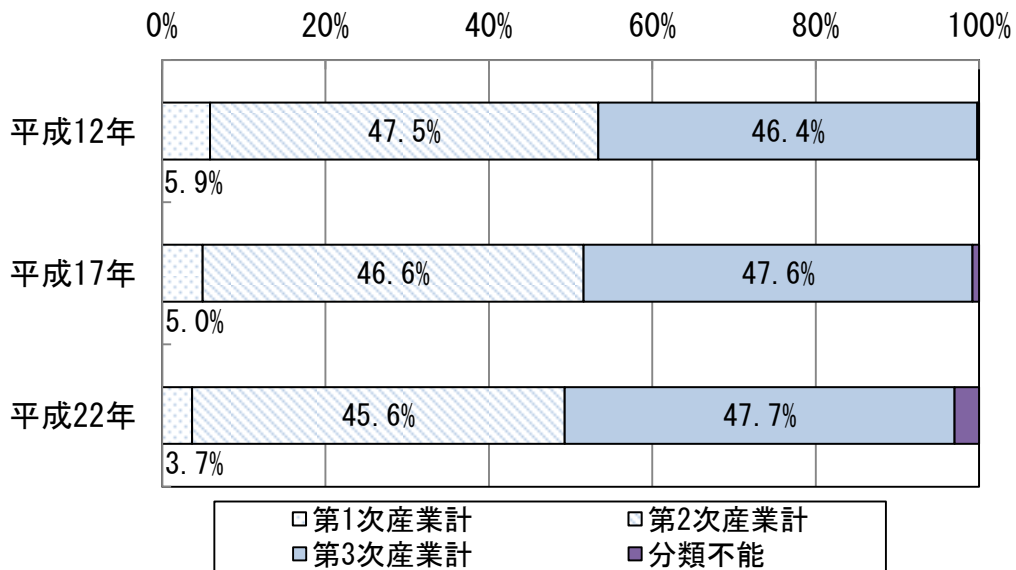


図 2-7 産業別就業人口の推移 (対象地域)

②第1次産業

対象地域の農業について、農家数の推移、経営耕地面積の推移を表2-6、表2-7に示す。総農家数及び専業農家数は減少傾向を示すが、自給的農家数は近年、増加傾向に転じている。また経営耕地面積についても減少傾向は収まりつつある。

表2-6 農家数の推移

(各年2月1日現在)

年	項目	総農家数 (戸)	専業農家 (戸)	自給的農家 (戸)	兼業農家(戸)	
					第1種	第2種
平成2年		4,101	278	897	321	2,605
平成7年		3,321	255	847	420	1,799
平成12年		3,065	268	845	330	1,622
平成17年		2,731	280	1,169	259	1,023
平成22年		2,410	165	1,252	227	766

資料：農林業センサス

表2-7 経営耕地面積の推移

(各年2月1日現在)

年	項目	経営耕地 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)
平成7年		2,696	1,943	515	238
平成12年		2,601	1,958	426	217
平成17年		1,965	1,442	366	157
平成22年		2,140	1,685	295	160

注)平成17年度は家族経営統計、その他は農林業センサス

対象地域の水産業については表2-8に示すとおり、本市の漁業経営体は減少傾向にある。また対象地域の漁業経営体数は、前回調査より13経営体ほど減少している。

表2-8 地区別漁業経営体

(平成25年11月1日現在)

市区町村・ 漁業地区	漁業経営 体数	前回比 増減数	漁 船				漁 業 就業者数
			無動力 漁船隻数	船外機付 漁船隻数	動力漁船		
					隻数	トン数	
経営体	経営体	隻	隻	隻	T	人	
西尾市	634	△ 54	1	634	262	1,631.3	1,221
西尾	39	△ 13	-	60	10	36.8	68

資料：2013年漁業センサス

③第 2 次産業

対象地域の主な製造品出荷額等の推移を表 2-9 に示す。

工業は、繊維や鋳物等の地場産業から昭和 40 年代以降、自動車関連企業の進出による輸送用機器産業の進出とともに順調な発展を遂げており、近年においては、輸送機械は出荷額全体の 7 割以上を占めている。

表 2-9 製造品出荷額等の推移

(各年 12 月 31 日現在)

項 目	平成 23 年			平成 24 年			平成 25 年		
	事業所数	従業者数 (人)	出荷額等 (万円)	事業所数	従業者数 (人)	出荷額等 (万円)	事業所数	従業者数 (人)	出荷額等 (万円)
総数	692	32,740	112,536,272	637	30,026	112,483,308	626	33,304	135,069,586
食料品	69	1,173	2,135,960	66	1,145	1,943,000	62	1,118	2,053,100
飲料・飼料	24	285	848,767	23	278	871,951	21	288	898,731
繊維	84	1,117	1,548,688	76	975	1,641,274	75	999	1,724,703
木材・木製品	3	28	20,319	4	39	19,316	4	36	X
家具・装備品	7	36	28,641	5	28	25,818	5	39	49,877
パルプ・紙	4	113	257,963	2	102	X	3	107	303,166
印刷	20	305	484,925	17	340	473,346	16	318	474,448
化学	1	31	X	-	-	-	-	-	-
石油・石炭	1	18	X	2	38	X	2	36	X
プラスチック	82	1,630	2,768,834	78	1,710	3,234,936	77	1,663	2,901,322
ゴム製品	4	27	8,939	4	28	9,639	4	27	9,525
窯業・土石	32	504	753,112	18	464	698,315	19	472	855,610
鉄鋼	36	1,822	6,589,949	44	1,953	7,819,529	42	1,891	7,295,238
非鉄金属	14	630	2,646,384	17	652	2,365,701	15	646	2,443,658
金属製品	65	1,134	2,750,940	51	874	2,632,362	48	886	2,924,677
はん用機械	18	236	303,450	13	260	445,922	15	248	414,996
生産用機械	105	1,678	2,871,656	94	1,674	7,353,548	94	1,704	8,047,629
業務用機械	3	71	X	2	61	X	2	60	X
電気機械	7	512	852,846	6	461	955,348	7	467	1,007,328
輸送機械	99	21,246	87,028,602	103	18,806	81,116,759	103	22,156	103,076,209
その他	14	144	138,427	12	138	124,433	12	143	138,098

注) Xは事業所数が少数のため秘匿となっている。

平成 23 年は経済センサス、平成 24、25 年は工業統計調査

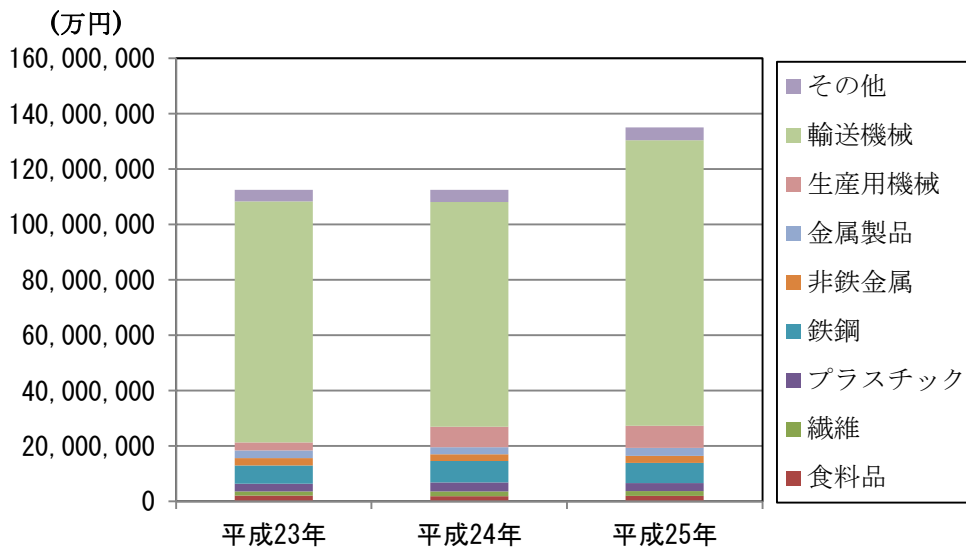


図 2-8 主な製造品出荷額等の推移 (対象地域)

④第3次産業

本市の商業の推移を表2-10に示す。

商業は、近年の生活ニーズの多様化、都市構造・交通体系の変化などにより、コンビニエンスストア、専門量販店等が進出し、従来の商店街や多くの小規模店の衰退が進行している。

表2-10 商業の推移

(各年7月1日現在)

項目	商店数 (店)	従業員数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成19年	1,259	8,250	18,746
平成24年	1,464	9,191	22,472
平成26年	1,393	8,646	283,301

注) 表中は西尾市全域の値

平成19、26年は商業統計調査、平成24年は経済センサス

5) 土地利用状況

本市の土地利用状況を表 2-11 に示す。これまで、市街地再開発事業や土地区画整理事業による面的整備、生活道路や都市計画道路などの線的整備や公共施設の整備などで総合的なまちづくりを進めることにより、一定の成果を挙げてきた。

しかし、中心市街地の空洞化の拡大や、都市公園整備率、下水道整備率の低さにみられるように都市基盤整備はまだ遅れている状況である。

表 2-11 土地利用状況

項目	農地	森林	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
面積 (ha)	5,320	2,492	1,258	1,374	3,023	2,655
比率 (%)	33%	15%	8%	9%	19%	16%

資料：平成 27 年版土地に関する統計年報

6) 水利用

対象地域では井戸から採取した地下水と愛知県企業庁の供給事業による用水を水道水として利用している。給水人口は平成 27 年度において 99.8%に達している。

表 2-12 水利用状況

年 度	給水区域内人口 (人)	計画給水人口 (人)	給水人口 (人)	区域内普及率 (%)
平成 23 年度	169,295 (110,030)	170,000 (110,500)	168,921 (109,823)	99.8 (99.8)
平成 24 年度	169,507 一色町佐久島 262 (110,581)	170,000 300 (110,500)	169,133 262 (110,374)	99.8 100 (99.8)
平成 25 年度	169,633 一色町佐久島 257 (111,023)	170,000 300 (110,500)	169,259 257 (110,816)	99.8 100 (99.8)
平成 26 年度	169,858 一色町佐久島 252 (111,525)	170,000 300 (110,500)	169,541 252 (111,355)	99.8 100 (99.8)
平成 27 年度	170,619 一色町佐久島 250 (112,685)	170,000 300 (110,500)	170,352 250 (112,552)	99.8 100 (99.8)

注) ()内は対象地域内の数字を表している。

資料：水道管理課
南知多町水道課(佐久島分)

第3章 関連計画等

3.1 第7次西尾市総合計画

「第7次西尾市総合計画」は、市民と行政が西尾の未来の姿を共有し、その実現に向けて総合的かつ計画的な行財政運営を図るための指針として『自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち西尾』を将来都市像に、平成34年度を目標年次として、平成25年度に策定された。

生活排水対策関連のものとしては、以下の方針が掲げられている。

(1) 上下水道の整備

上下水道の整備を計画的に推進し、安全で安心な水道水を安定的に供給するとともに、雨水や汚水が適切に処理された快適で安全・安心な住環境を形成する。

○施策の内容

- ・公共下水道（汚水）と農業集落排水の整備促進
- ・適切な汚水処理の推進
- ・公共下水道（雨水）の整備促進

(2) 河川・海岸の総合的な環境整備

治水・浸水対策や津波・高潮対策など防災面からの整備に加え、親水空間や産業用地などとしての利用を含めて、総合的な観点から河川や海岸、港の環境整備を進める。

○施策の内容

- ・河川の改修・整備

3.2 第2次西尾市環境基本計画

「第2次西尾市環境基本計画」は、『海・川・山 豊かな自然と暮らしがつながり とけあう 潤いに満ちたまちを未来へ』をめざす環境像として、以下の5つの環境目標を掲げ、平成38年度を目標年次として平成28年度に策定された。

○環境目標

- ①豊かな自然のつながりを感じられるまち
- ②資源を有効に活用するまち
- ③社会の低炭素化に貢献するまち
- ④地域に誇りと愛着を感じられるまち
- ⑤みんなで環境を良くするまち

○生活排水対策関連の取組

- ・家庭での生活排水対策
- ・下水道・農業集落排水の適切な維持管理
- ・浄化槽設置の推進
- ・浄化槽の適切な維持管理の推進

3.3 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）

（平成23年5月：油ヶ淵水質浄化促進協議会）

油ヶ淵は、汚濁負荷の流入等により、環境基準を大幅に越える水質汚濁が続いている。この対策として、油ヶ淵水質浄化促進協議会は、平成6年以降、油ヶ淵水環境改善緊急行動計画「清流ルネッサンス21」（目標年度；平成12年、目標水質；COD75%水質値8mg/ℓ以下）に取り組んできたが、平成12年度では改善目標値（8mg/ℓ）を上回ったままである。

このため、協議会は、「清流ルネッサンス21」に残された課題を総括し、平成16年11月に新たに「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定した。また平成23年度に以下に示す改訂を行い、平成32年度を目標にして、愛知県及び各市と河川管理者・下水道管理者及び関係機関が一体となって総合的な対策を進めている。

① 目標年度

平成32年度

② 目標水質等

目標水質は表3-1に示すとおりである。

表3-1 目標水質

項目	数値
COD75%水質値	6mg/ℓ以下
DO	3mg/ℓ以上
透視度	30cm以上
透明度	1m以上

③ 目標水質を達成するための施策の内容

目標水質を達成するための施策は表3-2に示すとおりである。

表3-2 各対策による削減負荷量のとりまとめ

施策	対策内容		削減負荷量（トン/年）		
			COD	T-N	T-P
河川事業	覆砂	上池において溶出抑制、DO改善、生物生息環境の再生	3.2	1.5	0.3
	植生浄化	多自然化（植生）による浄化	5.2	5.0	0.5
	浚渫	高浜川において溶出抑制、DO改善、生物生息環境の再生	0.07	0.0	0.08
下水道事業	生活排水対策	流域下水道の整備及び流域関連公共下水道の整備、下水道への接続を推進、農業集落排水への接続、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び高度処理型浄化槽の設置の推進	100	26	4
その他施策	市街地対策	雨水貯留槽の設置支援、不要浄化槽の雨水貯留槽への転換、貯留浸透施設の整備の推進	0.17	0.05	0.00

注）削減負荷量を定量的に算定できるものを対象としている。

3.4 西尾市污水適正処理構想

(平成28年2月：西尾市)

平成8年度に、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等といった污水处理施設について、それらの特性、経済性等を総合的に勘案し、今後の污水处理施設整備の方針となる「污水適正処理構想」を策定した。

その後、社会状況及び地域状況等の変化を踏まえ、平成15年度、平成23年度に見直しを行い、新たに平成27年度に見直しを行った。

① 整備目標

今後も継続して流域関連公共下水道事業として整備を進める。この構想の中では、将来における各処理施設別の処理人口の構成比等を表3-3に示すとおり定めている。

表3-3 下水道等整備状況の推移予測

区 分		現況基準年度	中間目標年度	最終像
		平成25年度末 本市全域	平成37年度末 本市全域	
污水処理	下水道	114,360	140,786	137,811
	農業集落排水	17,864	16,906	16,549
	合併処理浄化槽	19,143	1,988	3,016
	小計	151,367	159,680	157,376
単独処理浄化槽・汲み取り		18,523	1,096	0
合計（行政人口）		169,890	160,776	157,376
污水处理人口普及率		89.1%	99.3%	100.0%

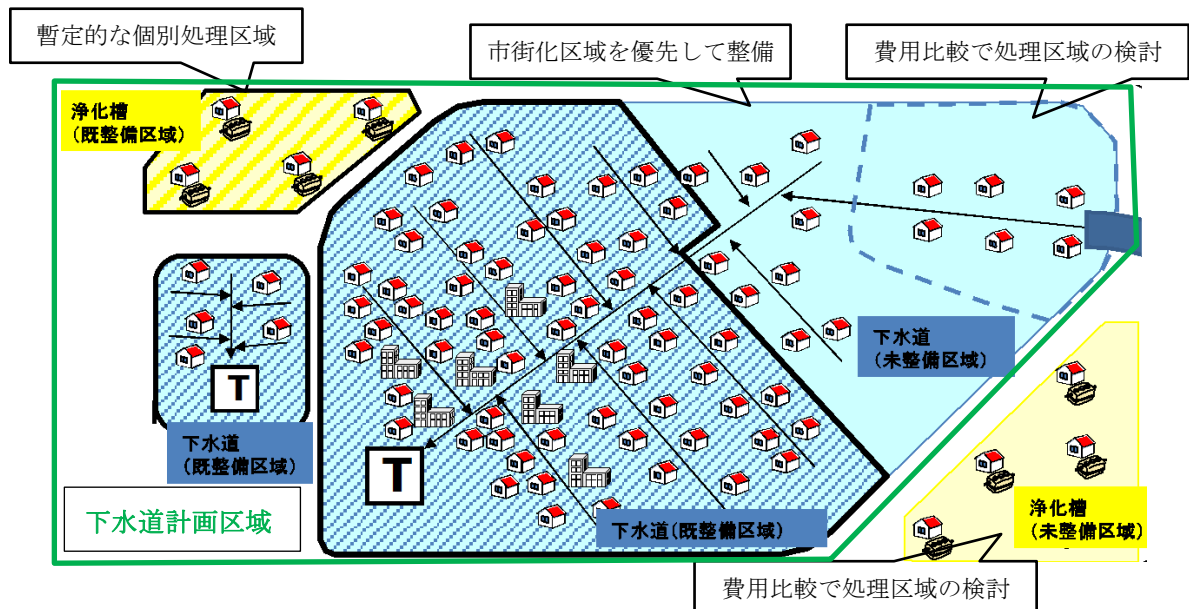


図3-1 下水道区域見直しイメージ図

3.5 全県域污水適正処理構想

(平成28年7月：愛知県)

「全県域污水適正処理構想」は、市街地や農山漁村地域を含めた市町村全域の下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等といった污水处理施設の特長、経済性等を総合的に勘案し、愛知県内市町村の作成する污水適正処理構想を踏まえた上で、愛知県が取りまとめる污水处理施設の整備に関する総合的な構想であり、平成28年度に見直しが行われた。

① 整備目標

この構想の中では、市町村の計画を基に愛知県内全域について将来における各処理施設別の処理人口の構成比及び市町村数を表3-4に示すとおり定めている。

表3-4 下水道等整備状況の推移予測

区分	現況		整備構想			
	平成26年度末		平成37年度末		最終像	
	人口普及率(%)	供用市町村数	人口普及率(%)	供用市町村数	人口普及率(%)	供用市町村数
下水道	75.6	49	84.6	—	92.6	51
農業・漁業集落排水	2.2	28	2.0	—	2.0	25
コミュニティ・プラント	0.1	9	0.1	—	0.1	8
合併処理浄化槽等	10.5	54	8.2	—	5.2	52
合計	88.4	—	95.0	—	100.0	—
污水未処理	11.6	—	5.0	—	0.0	—

② 污水处理施設の早期概成及び効率的な運営管理を実現するための取り組み

アクションプランに基づく污水处理施設の早期概成及び、長期を見据えた効率的な改築更新及び運営管理を実現するため、市町村においては以下の取り組みを推進する。

【推進する取り組み】

- 下水道整備において、小型マンホールの採用等の低コスト技術を採用し、整備の進捗を図る。
- 未整備地域の処理区域界を適宜見直し、污水处理施設の早期整備を推進する。
- 合併処理浄化槽の普及啓発活動の実施や補助枠の新設・拡充を検討・実施し、合併処理浄化槽設置の推進を図る。
- 老朽化が進行している污水处理施設の統廃合を検討・実施し、維持管理費及び改築更新費の低減を図る。

3.6 県民の生活環境の保全に関する条例

(平成15年：愛知県)

「県民の生活環境の保全等に関する条例」は平成15年10月に施行され、同条例第83条第2項の規定に基づき、「生活排水対策に関する基本方針」が策定された。

以下に、条例の生活排水対策に関わる部分を抜粋したものと基本方針の概要を示す。

＜県民の生活環境の保全等に関する条例（第三章 第三節 生活排水対策 抜粋）＞

第三章 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置

第三節 生活排水対策

(生活排水対策に関する施策の実施等)

第八十三条 県は、生活排水対策（生活排水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第九項に規定する生活排水をいう。以下同じ。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策をいう。以下同じ。）に係る広域にわたる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 知事は、生活排水対策に関する基本方針を策定するものとする。

3 前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項
- 二 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項
- 三 その他生活排水対策に関し必要な事項

4 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(生活排水を排出する者の責務等)

第八十四条 生活排水を排出する者は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用その他の生活排水対策を自主的に行うとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減を図るため、公共用水域の水質の保全に配慮した製品の開発及び製造その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(生活排水の適正な処理)

第八十五条 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道（同号イに該当するものに限る。）が整備されている区域及び同法第四条第一項の事業計画において定められた同法第五条第一項第五号に規定する予定処理区域以外の区域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）を設置し、又は生活排水の排水管を集合処理施設（農業集落排水施設その他の生活排水を集合処理する施設をいう。）に接続することにより、生活排水を適正に処理するよう努めなければならない。

(市町村に対する支援)

第八十六条 県は、市町村に対し、合併処理浄化槽の設置その他の生活排水対策を推進するために必要な技術的支援その他の支援を行うよう努めるものとする。

≪「生活排水対策に関する基本方針」の概要≫

1 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項

生活排水対策についての啓発を行うに当たっては、県民及び事業者が各々の役割を果たすため、多様な啓発事業により意識の高揚及び効果的な実践活動を促進する。

- (1) 県民運動の推進
- (2) 県民に対する啓発
- (3) 事業者に対する啓発
- (4) 生活排水対策関係法令の周知

2 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項

生活排水対策は、上流・中流・下流域の市町村が連携して施策を行うことが重要である。このため、県は市町村が実施する生活排水対策のための施策の総合調整を行う。

また、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁を防止するために、生活排水対策の実施を推進することが特に必要である地域について、水質汚濁防止法に基づき「生活排水対策重点地域」の指定を行う。

- (1) 生活排水処理施設の整備の促進
- (2) 市町村における生活排水処理施設整備に関する協力・支援
- (3) 生活排水対策重点地域を有する市町村間における調整及び協力・支援
- (4) 市町村に対する技術的支援及びその他の支援

3 その他生活排水対策に関し必要な事項

- (1) 生活排水対策関係団体との連携
- (2) 生活排水対策に関する情報の収集及び提供
- (3) 生活排水対策に関する調査・研究及び処理技術の開発

第4章 水質の現況及び動向

4.1 環境基準の達成状況

(1) 水質に係る環境基準の類型指定状況

対象地域内の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況は、表4-1、図4-1に示すとおりである。

表 4-1 河川の該当類型と生活環境項目環境基準値・目標値

水域	該当類型	基準値 (目標値)				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
矢作川	B 類型河川	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下
鹿乗川	C 類型河川	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
朝鮮川						
矢作古川						



図 4-1 調査地点位置図

(2) 環境基準の達成状況

環境基準が設定されている矢作川、矢作古川、鹿乗川、朝鮮川でBODは環境基準に適合している。また有害物質等はこれまで検出されていない。

4.2 対象地域内の河川等の水質状況

河川水質の汚濁状況を監視するため、主要河川において水質調査を実施している。調査項目は生活環境項目、健康項目等であるが、これまでの調査結果によると、公共下水道の整備も進んでおり水質は徐々に改善されてきているが、依然として生活排水や事業活動による影響は水質汚濁の大きな要因である。

(1) BOD

近年においては、大半の地点で横ばいに推移している。

表4-2 水質の推移（BOD年平均値）

(単位：mg/l)

河川名	測定地点	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
① 朝鮮川	山田橋	2.2	2.6	3.3	2.1	2.8
② 西浅井工業団地排水路	野島橋	2.6	1.8	3.1	1.6	2.5
③ 広田川	井上橋	2.0	1.5	2.7	1.0	1.3
④ 安藤川	川田橋	2.3	1.5	2.8	1.7	2.3
⑤ 須美川	善明橋	1.3	1.0	2.2	0.7	1.2
⑥ 一色排水路	河原橋	3.3	3.9	6.3	—	—
⑦ 北浜川	北浜橋	2.3	2.9	3.1	2.2	2.3
⑧ 北浜川	川田橋	4.0	2.5	10.0	—	—
⑨ 二の沢川	合流点	3.4	5.1	5.6	2.3	2.9
⑩ 堀割川	上縄橋	4.5	5.2	5.5	4.0	4.0
⑪ 矢作川	米津大橋	0.6	0.8	1.2	0.6	0.6
⑫ 矢作古川	古川頭首工	1.0	1.2	1.0	1.8	1.4
⑬ 鹿乗川	米津小橋	2.8	3.2	2.2	3.1	2.1
⑭ 朝鮮川	坂下小橋	2.2	2.0	2.1	1.2	1.2

(2) COD

近年においては、大半の地点で横ばいに推移している。

表4-3 水質の推移（COD年平均値）

(単位：mg/l)

河川名	測定地点	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
① 朝鮮川	山田橋	4.7	3.6	6.7	4.6	7.1
② 西浅井工業団地排水路	野島橋	5.6	3.6	6.5	6.0	7.1
③ 広田川	井上橋	3.5	3.5	4.6	4.1	3.9
④ 安藤川	川田橋	5.8	3.8	6.4	5.1	6.0
⑤ 須美川	善明橋	3.4	3.3	3.7	3.4	3.7
⑥ 一色排水路	河原橋	7.3	6.8	10.6	—	—
⑦ 北浜川	北浜橋	6.0	5.7	5.7	4.9	5.0
⑧ 北浜川	川田橋	6.5	5.4	9.5	—	—
⑨ 二の沢川	合流点	5.5	6.6	7.4	5.9	5.4
⑩ 堀割川	上縄橋	6.2	6.7	8.3	7.6	6.4
⑪ 矢作川	米津大橋	2.4	2.2	2.1	2.2	1.8
⑫ 矢作古川	古川頭首工	2.8	3.6	3.3	3.1	3.3
⑬ 鹿乗川	米津小橋	5.4	5.7	5.6	5.3	5.0
⑭ 朝鮮川	坂下小橋	6.0	5.2	5.9	4.9	5.2

(3) 全窒素

近年においては、大半の地点で横ばいに推移している。

表 4-4 水質の推移 (全窒素年平均値)

(単位：mg/l)

	河川名	測定地点	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①	朝鮮川	山田橋	2.9	3.0	3.8	3.1	2.7
②	西浅井工業団地排水路	野島橋	2.4	1.7	3.3	2.5	2.1
③	広田川	井上橋	1.6	2.0	2.1	1.8	1.7
④	安藤川	川田橋	2.9	1.7	2.9	2.2	2.0
⑤	須美川	善明橋	1.4	1.5	1.6	1.4	1.3
⑥	一色排水路	河原橋	3.8	4.1	3.8	—	—
⑦	北浜川	北浜橋	3.0	4.1	3.4	2.5	2.5
⑧	北浜川	川田橋	4.1	3.5	5.2	—	—
⑨	二の沢川	合流点	3.5	3.5	4.9	2.2	3.2
⑩	堀割川	上縄橋	5.4	5.9	5.0	4.2	5.7
⑪	矢作川	米津大橋	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6
⑫	矢作古川	古川頭首工	0.9	0.9	0.8	0.9	0.9
⑬	鹿乗川	米津小橋	2.1	2.2	2.5	2.0	2.0
⑭	朝鮮川	坂下小橋	2.6	2.3	2.3	2.4	2.8

(4) 全リン

近年においては、大半の地点で横ばいに推移している。

表 4-5 水質の推移 (全リン年平均値)

(単位：mg/l)

	河川名	測定地点	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①	朝鮮川	山田橋	0.30	0.21	0.40	0.23	0.38
②	西浅井工業団地排水路	野島橋	0.25	0.13	0.23	0.18	0.22
③	広田川	井上橋	0.12	0.12	0.17	0.12	0.10
④	安藤川	川田橋	0.27	0.13	0.23	0.17	0.19
⑤	須美川	善明橋	0.07	0.05	0.08	0.07	0.05
⑥	一色排水路	河原橋	0.60	0.56	0.78	—	—
⑦	北浜川	北浜橋	0.34	0.29	0.23	0.16	0.16
⑧	北浜川	川田橋	0.45	0.36	0.63	—	—
⑨	二の沢川	合流点	0.23	0.21	0.30	0.16	0.09
⑩	堀割川	上縄橋	0.33	0.33	0.38	0.27	0.18
⑪	矢作川	米津大橋	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03
⑫	矢作古川	古川頭首工	0.05	0.05	0.05	0.07	0.06
⑬	鹿乗川	米津小橋	0.20	0.22	0.24	0.21	0.20
⑭	朝鮮川	坂下小橋	0.21	0.18	0.20	0.19	0.18

第5章 生活排水処理施設の整備等状況

5.1 施設の概要

生活排水を適正に処理するために以下のような施設を設置する必要がある。

- ・ 公共下水道・流域下水道
- ・ 特定環境保全公共下水道
- ・ 農業集落排水処理施設
- ・ コミュニティ・プラント
- ・ 合併処理浄化槽

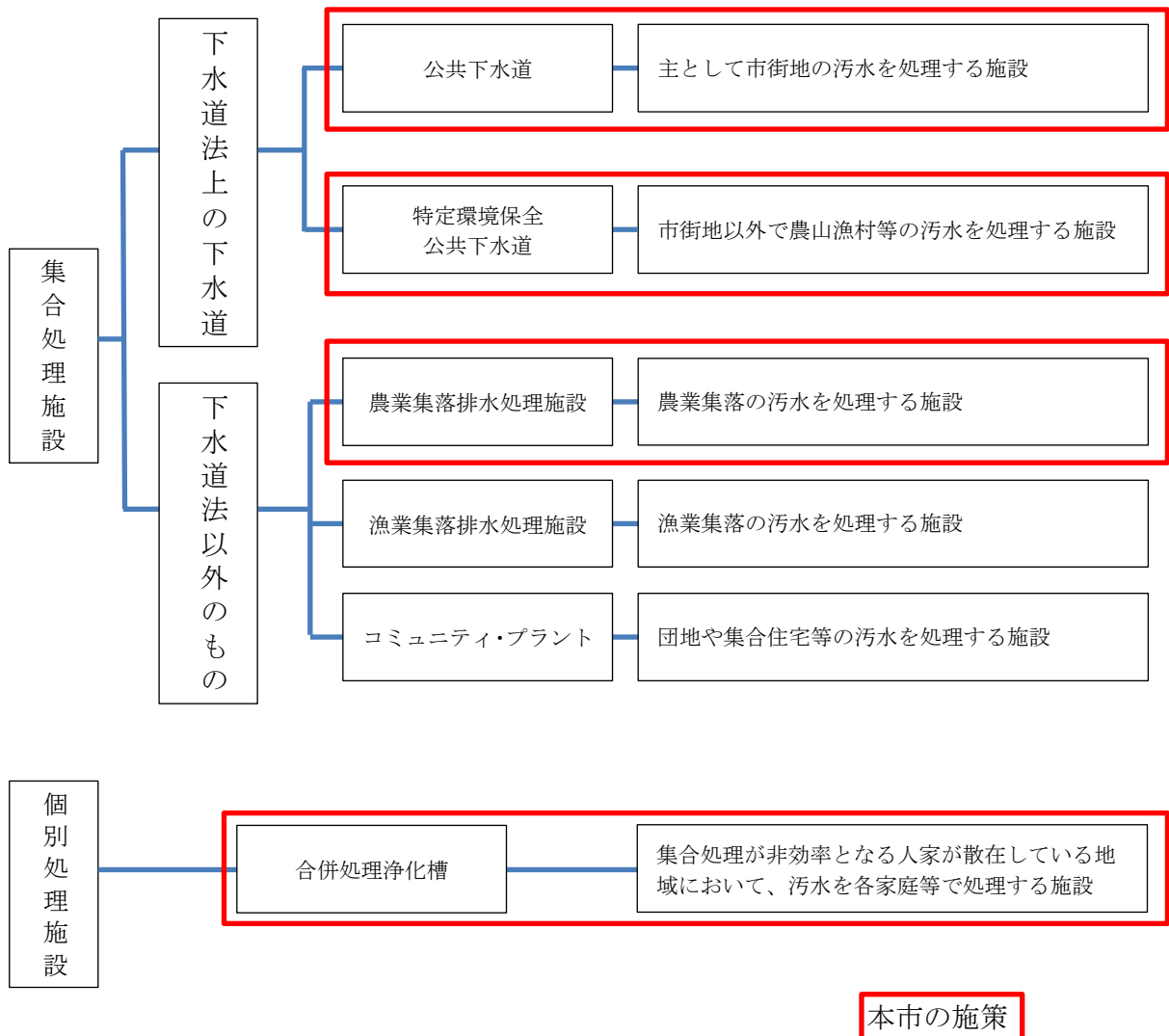


図 5-1 生活排水処理施設の種類（全県域汚水処理適正処理構想）

本市では、地域の状況に鑑み、各家庭から排出されるし尿及び生活雑排水を以下のような処理系統で適正処理している。

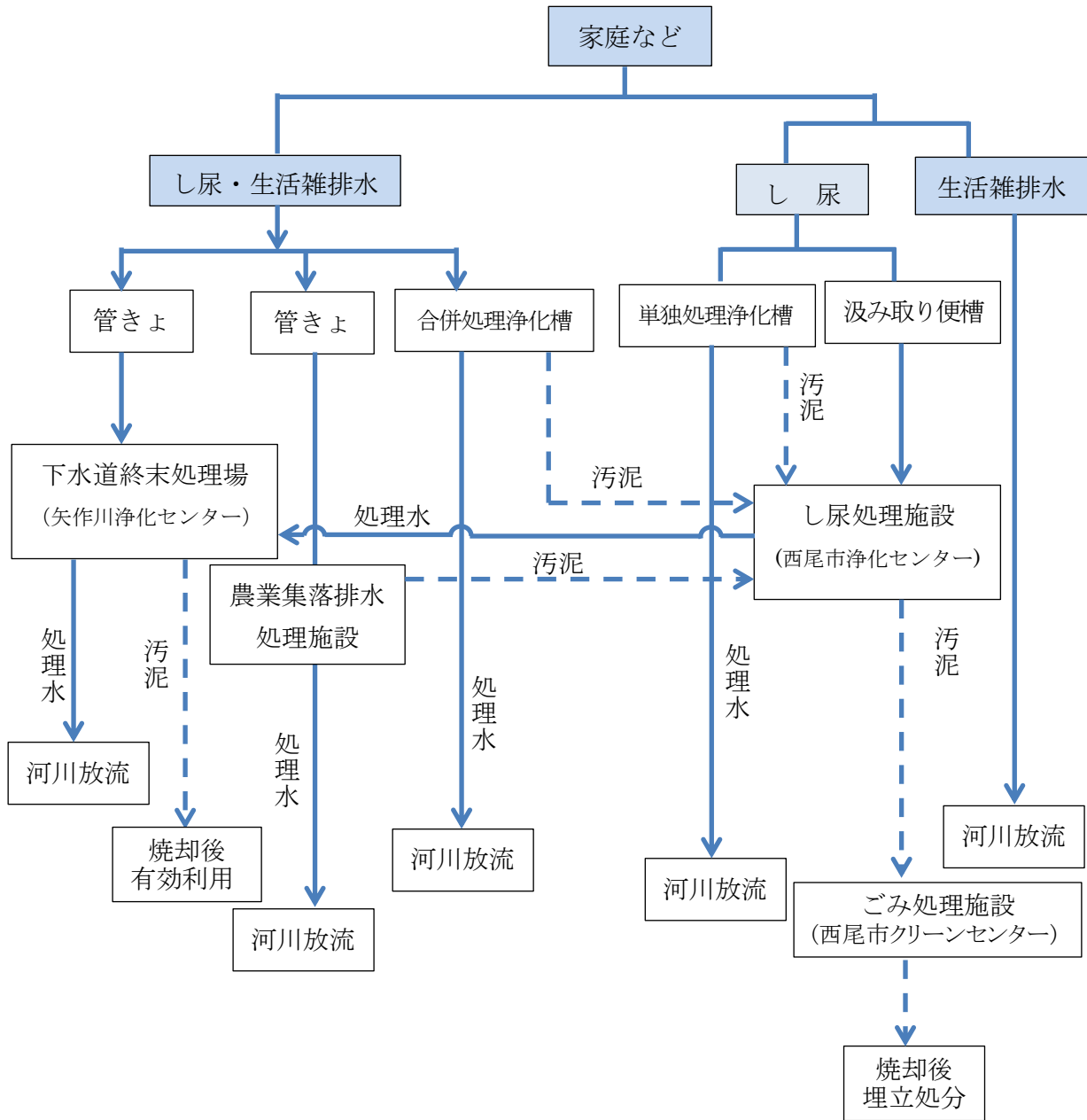


図 5-2 生活排水の処理系統

5.2 各施設の整備状況

対象地域では生活排水を適正処理するため、各種生活排水処理施設の整備を推進してきた。以下に各施設の整備状況を示す。

(1) 公共下水道

公共下水道は、矢作川流域下水道関連事業として平成4年度から供用開始している。整備状況は以下のとおりである。

表 5-1 公共下水道の整備状況

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
整備面積 (ha)	対象地域	1,237.4	1,296.6	1,359.6	1,492.5	1,587.7	1,697.8
	油ヶ淵流域	80.3	101.1	101.1	101.1	101.1	104.0
整備人口 (人)	対象地域	58,307	61,253	69,609	76,639	80,610	85,192
	油ヶ淵流域	3,948	4,879	5,883	5,932	5,953	6,019

(2) 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設は現在10地区で整備されている。油ヶ淵流域は平成12年度から供用開始となっている。

表 5-2 農業集落排水処理施設の整備状況

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
整備面積 (ha)	対象地域	361	361	361	361	361	361
	油ヶ淵流域	24	24	24	24	24	24
整備人口 (人)	対象地域	8,433	8,555	10,616	10,761	10,858	9,776
	油ヶ淵流域	627	637	650	654	658	617

(3) 浄化槽

対象地域では昭和63年度より合併処理浄化槽の設置に対する補助事業を行っており、年間10～20基の小型合併処理浄化槽の整備を推進してきた。さらに、平成13年からは浄化槽を新たに設置する場合は、合併処理浄化槽が義務付けられたため、設置基数は増加したが、近年の公共下水道の整備に伴い、設置基数は減少に転じている。

表 5-3 合併処理浄化槽の整備状況

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
整備基数 (基)	対象地域	46	54	12	10	17	0
	油ヶ淵流域	1	0	1	0	0	0

注) 平成26年度で浄化槽新設補助制度廃止、平成27年度は単独処理浄化槽等からの転換補助制度。

5.3 生活排水対策に係る啓発状況

対象地域では平成3年度に「生活排水対策推進計画」を策定し、以降、改訂等を行いつつ、推進計画に基づき、地域ぐるみの生活排水対策を推進している。

以下に対象地域の主な活動内容を示す。

(1) 生活排水対策実践事業

生活排水発生源対策として、市内全世帯を対象に調理クズ等をとおさない1mm目の台所流し台用ストレーナーの無償配布などを実施していたが、平成16年度までに対象地域での活動を終了した。

(2) 生活排水対策モデル地区実践活動

平成26年度においては、廃食用油石けん等の普及による油ヶ淵水質浄化の啓発のため、にしお環境市民塾及び西尾市生活学校が廃食油を原料としたせっけんやアクリルたわしをつくり、水質浄化イベントなどで配布した。

(3) 河川の水生生物調査の実施

市内企業による環境学習の一環として、地域の子供たちを対象に、水生生物調査が行われている。

(4) 河川美化運動

平成27年度においては、みどり川、矢作川、矢作古川等においてクリーン作戦を実施した。

(5) 油ヶ淵浄化デー等の開催

愛知県及び流域4市では、平成4年度より毎年7月第4日曜日を「油ヶ淵浄化デー」と定め、地元町内会をはじめ学校、市民団体、企業等と協力し、油ヶ淵周辺及び流入河川周辺の清掃活動を実施している。また、平成5年4月には、愛知県及び流域4市で「油ヶ淵水質浄化促進協議会」を設立し、毎年「アクション油ヶ淵」を開催するなど、住民等の意識啓発のためのイベントも定期的に開催している。これまでの活動内容を以下に示す。

表 5-4 これまでの主な活動内容

項 目	実施時期	内 容
河川美化活動	7月～9月	平成27年度は、みどり川、矢作川、矢作古川等においてクリーン作戦を実施。
油ヶ淵浄化デー	原則として7月の第4日曜日	流域4市において、油ヶ淵周辺及び流入河川の一斉清掃を実施。
アクション油ヶ淵	年1回実施	油ヶ淵の環境や水質について理解を深める体験イベントを開催。

第6章 生活排水対策推進計画の目標

6.1 生活排水対策の基本理念

近年、生活排水による水質汚濁が問題となってきており、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されている。

対象地域を流れる中小河川の水質汚濁の原因は生活排水が大きな部分を占め、下水道等の生活排水処理施設の整備は進んできているが、依然としてBODなどの数値が改善されていない所も見られる。また朝鮮川（南中根町内及び米津町内）が流入する油ヶ淵は、生活排水による汚濁が進み、CODで環境基準を上回る状況が続いている。

さらに各河川が流入する三河湾は国定公園に指定され、この地域の観光資源になっていると同時に、ノリ、アサリ、近海漁業などの水産資源としても重要な海域である。

しかし毎年赤潮が発生するなど水質汚濁が進み、沿岸の市町では三河湾の浄化に一体となって取り組んでいる。

このような水質汚濁の状況を改善することは本市にとって大きな課題となっており、現在その基本的な対策として、公共下水道や農業集落排水処理施設、浄化槽の整備普及事業を進めているところであるが、今後もより一層計画的に推進することにより、汚濁物質の削減を進めていく必要がある。

また汚濁物質の主な発生源が一般家庭であることから、生活排水対策の啓発、指導を積極的に進めて、住民意識の高揚を図り、住民の自覚と協力のもとに推進していく必要がある。

6.2 生活排水対策の基本方針

(1) 生活排水処理施設整備の基本方針

1) 公共下水道

今後も関係する他事業と調整を図りながら、平成38年度までに公共下水道全体計画のうち市街化区域2,832haを優先的に整備する。また接続の促進及び普及活動を強化していく。

2) 農業集落排水処理施設

現状では10地区で整備されており、今後、これらの施設を維持管理していく。

3) 浄化槽

公共下水道や農業集落排水などの施設整備が当分の間なされない地域では、生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の設置を、さらには単独処理浄化槽による処理を行っている家庭に対して、高度処理型合併処理浄化槽への転換を推進していく。

(2) 生活排水対策の推進に係る啓発活動に関する基本方針

公共下水道や農業集落排水処理施設の整備には、長い期間と多くの費用を要する。処理施設の整備は徐々に進んでいるが、生活排水の浄化には市民一人ひとりが自覚をして推進していくことが重要である。このため、生活排水対策についての啓発活動を一層進めていく。

また、みどり川クリーン作戦のように市民主体で河川清掃を行う活動も定着してきているので、市民の河川浄化意識を高め、今後もさらにこのような活動を広めていくことが大切である。

なお大型店舗等における生活排水対策啓発用品等の配布など、生活排水対策に係る啓発を実施していく。

(3) 生活排水対策の推進体系及び役割分担

本市では、家庭における対策と愛知県、市が実施する施設整備等の対策に分け、生活排水対策を推進していくものとする。

表 6-1 各施策

基本的な施策	施策メニュー
生活排水処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の整備（特定環境保全公共下水道を含む） ・ 高度処理型合併処理浄化槽への転換促進
啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台所などでの対策 ・ 洗剤の適量使用等 ・ 側溝等の清掃 ・ 浄化槽の適正な管理

表 6-2 各役割分担

市民の役割	
	台所などの対策
	洗剤の適量使用
	側溝等の清掃
	浄化槽の適正な管理
	地域活動への参加
市の役割	
	公共下水道の整備
	農業集落排水処理施設の維持管理
	浄化槽の普及
	普及啓発活動
	水質監視
愛知県の役割	
	生活排水対策に関する基本方針の策定
	市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整
	市町村に対する支援

6.3 計画の目標年度

計画目標年度は平成29年度から平成38年度とする。

6.4 計画の目標水質等

(1) 目標水質等

対象地域主要河川のうち、水質環境基準がある河川は矢作川、矢作古川、朝鮮川、鹿乗川の4河川である。その他の河川については、環境基準値は設定されていない。水質環境基準のある河川については、環境基準値を目標水質とし、基準値のない河川のうち、特に市民生活と結びつきの強い河川等について以下のように目標を定める。

1) 北浜川

北浜川は対象地域を南北に流れる河川で、街の中心部には桜並木があり、春先の花見や4と9のつく日の四九朝市の会場となっているなど、市民生活と結びつきの強い河川である。水質汚濁の大きな要因は生活排水であるが、対象地域では公共下水道の整備が進んでおり、年々水質は改善されてきている。さらに川をきれいにしようと平成2年から始まった「みどり川クリーン作戦」も市民の参加が増え、市内でも大きな活動となっており、引き続き水質の浄化を図り、市民生活に潤いと安らぎを与える河川とすることを目標とする。

2) 須美川

須美川は対象地域東部を流れる小河川であるが、生活排水の流入が少なく、水のきれいな河川で、魚類など生物相も豊かである。上部には平原の滝があり、納涼、キャンプなど四季を通じて市民が自然と触れ合う憩いの場となっている。

したがって、須美川においては、現在の水環境を保全し、流域ではホタルが飛び交う河川とすることを目標とする。

3) 油ヶ淵

本市は油ヶ淵には接していない。しかし、朝鮮川（南中根町内及び米津町内）が油ヶ淵に流入しているため、朝鮮川の水質環境基準の維持と油ヶ淵の環境基準達成に努める。

(2) 目標汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率を目標年度までに 100% とし、公共下水道の施設整備に努める。また浄化槽の適正な維持管理や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進に努める。

表 6-3 生活排水の処理形態別人口内訳（対象地域）

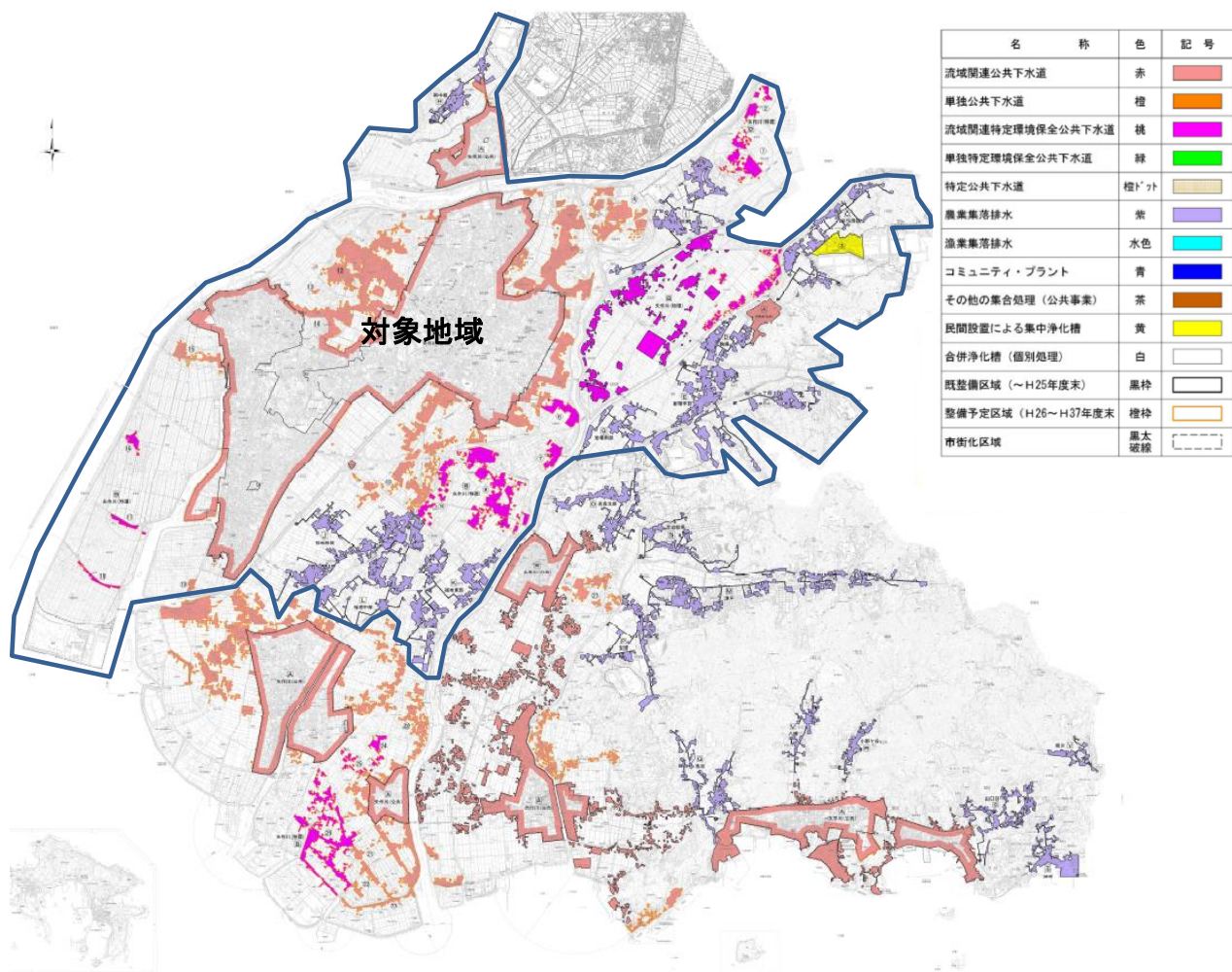
区 分		平成 27 年度 現況	平成 33 年度 中間目標	平成 38 年度 目標
人 口		112,685	108,863	105,864
汚水処理人口普及率		93	96	100
生活排水 人 口 (人)	内 訳	公共下水道	85,192	90,433
		農業集落排水施設	9,776	9,446
		合併処理浄化槽	9,812	4,926
	合 計	104,780	104,805	105,864
生活排水 未処理人口 (人)	内 訳	単独処理浄化槽	4,774	2,807
		汲み取り便槽	3,131	1,251
	合 計	7,905	4,058	0

油ヶ淵流域については、目標年度までに公共下水道の整備を終了し、汚水処理人口普及率を 100% とすることを目標としている。

表 6-4 生活排水の処理形態別人口内訳（油ヶ淵流域）

区 分		平成 27 年度 現況	平成 33 年度 中間目標	平成 38 年度 目標
人 口		7,255	7,144	6,947
汚水処理人口普及率		92	95	100
生活排水 人 口 (人)	内 訳	公共下水道	6,019	6,208
		農業集落排水施設	617	598
		合併処理浄化槽	16	0
	合 計	6,652	6,806	6,947
生活排水 未処理人口 (人)	内 訳	単独処理浄化槽	417	264
		汲み取り便槽	186	74
	合 計	603	338	0

注) 人口は本計画より米津地区全体の数値とした。



出典：西尾市污水適正処理構想

図 6-1 本市及び対象地域の構想図

第7章 生活排水処理施設等の整備に関する計画

7.1 生活排水処理施設整備計画

生活排水を処理できる施設として公共下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽が挙げられる。以下にその整備計画を示す。

(1) 公共下水道

目標年度までに 95,046 人（油ヶ淵流域 6,365 人）の整備をすることになっている。公共下水道の整備計画を以下のとおり示す。

表 7-1 公共下水道整備計画

区 分		年 度	現 況 (平成 27 年度)	中間年度 (平成 33 年度)	目標年度 (平成 38 年度)
供用面積 【ha】	対象地域		1,697.8	2,358	2,358
	油ヶ淵流域		104.0	116.2	116.2
処理区域内 人口【人】	対象地域		85,192	90,433	95,046
	油ヶ淵流域		6,019	6,208	6,365

(2) 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設は整備が終了しており、目標年度には 9,187 人（油ヶ淵流域 582 人）となる。

表 7-2 農業集落排水施設の整備計画

区 分		年 度	現 況 (平成 27 年度)	中間年度 (平成 33 年度)	目標年度 (平成 38 年度)
処理区域内 人口【人】	対象地域		9,776	9,446	9,187
	油ヶ淵流域		617	598	582

(2) 浄化槽

浄化槽は、公共下水道、農業集落排水処理施設の未整備地域における生活排水対策の最も有効な手段であるが、下水道が整備されるにつれて整備区域内の浄化槽人口は減少していくと考えられるため、目標年度には 1,631 人（油ヶ淵流域 0 人）となる。

表 7-3 浄化槽の整備計画

区 分		年 度	現 況 (平成 27 年度)	中間年度 (平成 33 年度)	目標年度 (平成 38 年度)
処理区域内 人口【人】	対象地域		9,812	4,926	1,631
	油ヶ淵流域		16	0	0

7.2 施設整備による水質改善効果

各生活排水処理施設を計画に従い整備した場合の水質改善効果(汚濁負荷量の削減効果)を以下に分けて整理する。

(1) BOD

有機汚濁の指標となるBODの水質改善効果をみた場合、目標年度(平成38年度)には対象地域で約76%、油ヶ淵流域では公共下水道整備により約78%のBOD削減率が見込まれる。

表7-3 生活排水処理施設の整備によるBODの削減効果

区 分		対象地域生活系負荷量			油ヶ淵流域生活系負荷量		
		現況：① (平成27年度)	目標年度：② (平成38年度)	削減量：③ (①-②)	現況：① (平成27年度)	目標年度：② (平成38年度)	削減量 (①-②)
生活排水 処理施設	公共下水道	36.6	40.9	-4.3	2.6	2.7	-0.1
	農業集落排水 処理施設	42.0	39.5	2.5	2.7	2.5	0.2
	合併処理浄化槽	42.2	7.0	35.2	0.1	0.0	0.1
し尿処理 施設	単独処理浄化槽	21.7	0.0	21.7	1.8	0.0	1.8
	汲み取り便槽	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
生活雑排水未処理		214.9	0.0	214.9	16.4	0.0	16.4
合計		357.4	87.4	270.0	23.6	5.2	18.4
平成27年度の汚濁負荷量に 対する削減率		—	—	75.5%	—	—	78.0%

注) 1: 汚濁負荷量は、本市の人口を生活排水の処理形態別に分類し、各施設からの排出量を愛知県環境部及び本市の資料を参考に算出したものである。

2: 現況、目標年度及び削減量の汚濁負荷量の単位はkg/日である。

(2) COD

有機汚濁の指標となるCODの水質改善効果をみた場合、目標年度(平成38年度)には対象地域で約45%、油ヶ淵流域では公共下水道整備により約41%のCOD削減率が見込まれる。

表7-4 生活排水処理施設の整備によるCODの削減効果

区 分		対象地域生活系負荷量			油ヶ淵流域生活系負荷量		
		現況：① (平成27年度)	目標年度：② (平成38年度)	削減量：③ (①-②)	現況：① (平成27年度)	目標年度：② (平成38年度)	削減量 (①-②)
生活排水 処理施設	公共下水道	149.8	167.1	-17.3	10.6	11.2	-0.6
	農業集落排水 処理施設	97.4	91.5	5.9	6.1	5.8	0.3
	合併処理浄化槽	97.7	16.2	81.5	0.2	0.0	0.2
し尿処理 施設	単独処理浄化槽	16.9	0.0	16.9	1.5	0.0	1.5
	汲み取り便槽	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
生活雑排水未処理		137.5	0.0	137.5	10.5	0.0	10.5
合計		499.3	274.8	224.5	28.9	17.0	11.9
平成27年度の汚濁負荷量に 対する削減率		—	—	45.0%	—	—	41.2%

注) 1: 汚濁負荷量は、本市の人口を生活排水の処理形態別に分類し、各施設からの排出量を愛知県環境部及び本市の資料を参考に算出したものである。

2: 現況、目標年度及び削減量の汚濁負荷量の単位はkg/日である。

(3) 全窒素

全窒素については、目標年度（平成38年度）には対象地域で約22%、油ヶ淵流域では公共下水道整備により、生活排水は公共下水道及び農業集落排水処理施設ですべて処理されるため、約17%の削減率が見込まれる。今後もより高い水質改善効果を得るため、今後、更なる施設の適正な維持管理などが望まれる。

表7-5 生活排水処理施設の整備による全窒素の削減効果

区 分		対象地域生活系負荷量			油ヶ淵流域生活系負荷量		
		現況：① (平成27年度)	目標年度：② (平成38年度)	削減量：③ (①-②)	現況：① (平成27年度)	目標年度：② (平成38年度)	削減量 (①-②)
生活排水 処理施設	公共下水道	194.2	216.7	-22.5	13.7	14.5	-0.8
	農業集落排水 処理施設	56.3	52.9	3.4	3.6	3.4	0.2
	合併処理浄化槽	56.5	9.4	47.1	0.1	0.0	0.1
し尿処理 施設	単独処理浄化槽	28.0	0.0	28.0	2.4	0.0	2.4
	汲み取り便槽	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
生活雑排水未処理		22.7	0.0	22.7	1.7	0.0	1.7
合計		357.7	279.0	78.7	21.5	17.9	3.6
平成27年度の汚濁負荷量に 対する削減率		—	—	22.0%	—	—	16.7%

注) 1：汚濁負荷量は、本市の人口を生活排水の処理形態別に分類し、各施設からの排出量を愛知県環境部及び本市の資料を参考に算出したものである。

2：現況、目標年度及び削減量の汚濁負荷量の単位はkg/日である。

(4) 全リン

全リンについては、目標年度（平成38年度）において対象地域で約46%、油ヶ淵流域では公共下水道の整備により、約36%の削減率が見込まれる。今後もより高い削減効果を得るため、生活排水処理施設の適正な維持管理が望まれる。

表7-6 生活排水処理施設の整備による全リンの削減効果

区 分		対象地域生活系負荷量			油ヶ淵流域生活系負荷量		
		現況：① (平成27年度)	目標年度：② (平成38年度)	削減量：③ (①-②)	現況：① (平成27年度)	目標年度：② (平成38年度)	削減量 (①-②)
生活排水 処理施設	公共下水道	5.0	5.6	-0.6	0.4	0.4	0.0
	農業集落排水 処理施設	4.9	4.6	0.3	0.3	0.3	0.0
	合併処理浄化槽	4.9	0.8	4.1	0.0	0.0	0.0
し尿処理 施設	単独処理浄化槽	2.4	0.0	2.4	0.2	0.0	0.2
	汲み取り便槽	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
生活雑排水未処理		3.0	0.0	3.0	0.2	0.0	0.2
合計		20.2	11.0	9.2	1.1	0.7	0.4
平成27年度の汚濁負荷量に 対する削減率		—	—	45.5%	—	—	36.4%

注) 1：汚濁負荷量は、本市の人口を生活排水の処理形態別に分類し、各施設からの排出量を愛知県環境部及び本市の資料を参考に算出したものである。

2：現況、目標年度及び削減量の汚濁負荷量の単位はkg/日である。

第8章 水辺空間の整備

8.1 水辺空間等の整備に関する基本方針

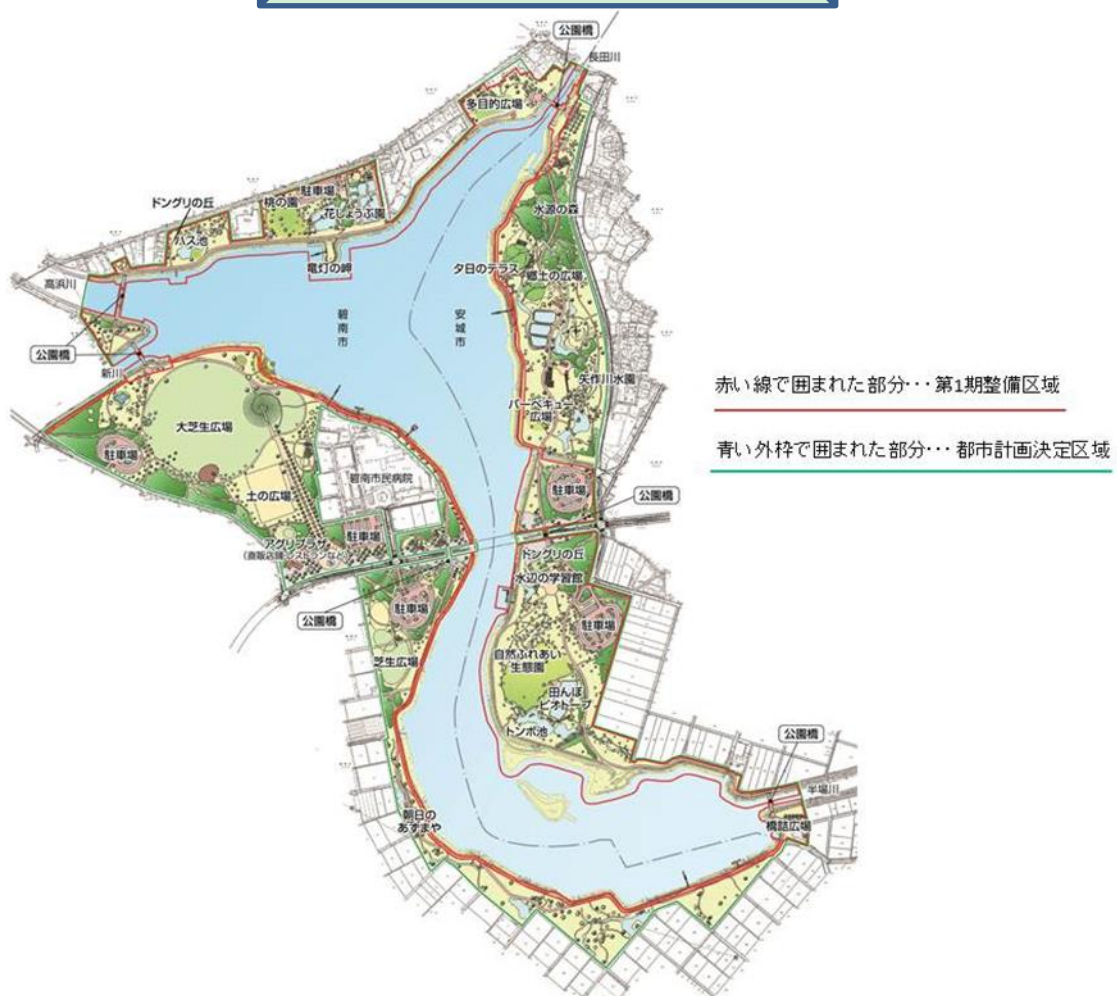
生活排水による水質汚濁を防止するためには、下水道等の生活排水処理施設を整備し、削減するハード面での対策が確実であるが、生活排水処理施設の整備には、多大な時間と費用を要する。このため、生活排水対策を推進するうえで、市民の意識啓発による、各家庭での対策をはじめとした汚濁発生量削減等の対策が重要となる。

それらの取り組みを促進するためには、水辺環境が身近な存在であり、関心をもってもらうことが望ましいと言える。最近水に親しむ機会が少なくなり、水辺環境から遠ざかっている傾向が見受けられるが、市民の水辺環境への関心を高め、水辺の生物とのふれあいや河川の美化活動などを通じて、水辺環境を愛する心を育てていくことは、生活排水対策への取り組みを促進するという視点からも重要である。

よって、誰もが水と親しみ、水辺環境の持つ清涼感や開かれた空間を体験できるよう、景観上も優れた『うるおいのある水辺空間』の整備を推進する。そのうち油ヶ淵では、愛知県の事業として進められている油ヶ淵水辺公園（都市公園）の活用を図る（図7-1参照）。

◆水辺空間等の整備に関する基本方針◆

うるおいのある水辺空間の整備



出典：愛知県 知立建設事務所 都市施設整備課HP

図8-1 油ヶ淵水辺公園計画図

8.2 うるおいのある水辺空間の整備促進

油ヶ淵では、公園整備事業と同時に、『流域住民に潤いや安らぎの空間を提供し、また、生きものの良好な生息環境の創出』を目指し、以下の水環境改善対策事業を実施している。



出典：油ヶ淵電子図書館HP

図 8-2 水環境改善対策事業

■今後の計画

本市では、関係機関等と連携して、今後、地域特性にあった自然環境保全を目的として、動植物の生息域の確保や河川浄化機能が働くよう、多自然川づくりを推進していく必要がある。

第9章 生活排水対策に係る啓発に関する計画

9.1 啓発活動

(1) 油ヶ淵水質浄化促進協議会による啓発活動の実施

毎年7月第4日曜日を基準に行われる「油ヶ淵浄化デー」を今後も実施していくとともに、「アクション油ヶ淵」などによる生活排水に関する水質浄化についての啓発活動を継続して行っていく。

(2) 市民との協働による啓発活動

市及び市民団体による大型店舗等における生活排水啓発用品等の配布を通して、生活排水対策の啓発活動を実施する。

9.2 市民団体の活動への支援

北浜川は市民生活と最も結びつきの強い河川であり、浄化及び美化に対する市民の期待も大きく、市民団体主催により平成2年度から「みどり川クリーン作戦」が実施されている。今後も市民団体の自主性を尊重しつつ、市民団体との協働による河川浄化活動を進めていく。

第 10 章 流域全体の生活排水対策の推進に関し必要な事項

10.1 関係行政機関等との連携

地域の水質保全や施設整備は、対象地域の施設のみでは実施できるものではないため、本市以外の流域市（安城市、碧南市、高浜市）、豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会、油ヶ淵水質浄化促進協議会、豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会及び関係行政機関等と十分な連携・調整を図り、総合的で広域的な生活排水対策を実施していく。

10.2 関係計画との調整

下水道計画等の大幅な変更等が行われる場合において、本計画についての修正についても協議することとする。

10.3 その他

公共用水域の水質の監視を今後も行っていくとともに、水質汚濁防止に係る調査研究を愛知県及びその他関係機関と協力し、行っていく。

第 11 章 参考資料

11.1 用語の説明

「生活排水」

日常生活に伴って排出される汚水で、トイレ（し尿）と台所、洗濯、風呂等からの排水をいう。近年においても河川や海の汚濁原因となる割合は高く、生活排水対策は重要な問題となっている。なお、「生活雑排水」は、生活排水のうち、し尿を除くものをいう。

「水質汚濁防止法」

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域の汚濁の防止を図るなどを目的とした法律。

「類型指定」

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定のことをいう。

「公共用水域」

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びそれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているものを除く。）をいう。

「pH（水素イオン濃度）」

水の酸性、アルカリ性の程度を示すもので、7 を中性とし、0～7 は酸性、7～14 はアルカリ性を示す。pH の急激な変化は酸、アルカリ等の有害物質の混入など異常があったことを推定させる。

「BOD（生物化学的酸素要求量）」 [Biochemical Oxygen Demand]

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が微生物により分解される時に必要な酸素量をいう。この数値が大きいことは、その水の中に微生物に分解されやすい汚濁物質が多いことを意味する。

「COD（化学的酸素要求量）」 [Chemical Oxygen Demand]

主として、有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質を酸化剤によって化学的に酸化した際に消費される酸素量をいう。この数値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味する。微生物により酸化分解される有機物質とそうでない有機物質の区別、有機物質と酸化される無機物質の区別ができないため、BODとは異なった値を示す。

「SS（浮遊物質）」 [Suspended Solid]

浮遊物質とは水中に浮遊している粒径 2 mm以下の物質（砂粒、プランクトンなど）で、指定のろ過材で濾過、乾燥させてその重量を測り水中の濃度で表す。単に水質汚濁の原因となるだけでなく、河川に汚泥床を形成したり、有機物の場合には腐敗して溶存酸素を消費し、さらに魚類のえらに付着して、へい死させたりする。

「75%水質値」

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目【n は日間平均値のデータ数】のデータの値（ $0.75 \times n$ の値が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる）。

「DO（溶存酸素量）」 [Dissolved Oxygen]

水中に溶け込んでいる酸素量で、水中に住む生物の活動や繁殖に欠かすことができない。有機物などで汚濁されている水では、水中の微生物が有機物を酸化分解し、酸素を消費するためDOの値は低くなる。

「大腸菌群数」

大腸菌そのものは無害で人体内にも多量に存在しているが、糞尿とともに排出されるので、病原菌汚染の間接的指標として重要である。

「全窒素（T-N）及び全リン（T-P）」

水中の窒素及びリンの濃度が上昇し水域が富栄養化すると、透明度の低下等による景観の悪化、水道水の異臭味や浄水場濾過障害の発生、魚介類のへい死等の障害が起こる。

「下水道」

生活排水や有機性汚水を未処理のまま公共用水域に排出すると水質汚濁物質や悪臭などの発生の原因となる。し尿や生活雑排水を終末処理場で処理する下水道は、河川や海域といった水環境の水質保全だけでなく、衛生上の問題を解決するためにも重要な施設である。

「農業集落排水処理施設」

農業振興地域で集落単位で整備され、集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水又は雨水を処理する施設で、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的としている。

「コミュニティ・プラント」

団地や集落などの単位で、各家庭からし尿と生活雑排水を併せて管路により収集し集合処理する施設であって、廃棄物処理施設整備国庫補助事業の対象施設となったものをいう。

「単独処理浄化槽」

し尿（水洗トイレの汚水）だけを単独で処理する浄化槽。

「合併処理浄化槽」

し尿と生活雑排水の両方を併せて処理する浄化槽。

「高度処理型合併処理浄化槽」

合併処理浄化槽の能力を向上させたもので、窒素又はリンを除去するもの、窒素及びリンを併せて除去するもの、BODを高度に処理するものがある。

11.2 油ヶ淵水質浄化促進協議会設置要綱

(目 的)

第 1 油ヶ淵の水質浄化を図るため、油ヶ淵水質浄化促進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(事 業)

第 2 協議会は、第 1 の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 水質保全対策の推進に関すること。
- (2) 水質保全のための啓発及び実践活動に関すること。
- (3) 水環境改善緊急行動計画の策定・実施及び効果の評価に関すること。
- (4) 水質保全のうちにごり改善対策に関すること。
- (5) 水質保全のための調査、研究に関すること。
- (6) 水質保全に必要な情報交換に関すること。
- (7) その他水質保全に必要と認められること。

(構 成)

第 3 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 愛知県知事
- (2) 碧南市長
- (3) 安城市長
- (4) 西尾市長
- (5) 高浜市長

(役 員)

第 4 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、愛知県知事をもってあてる。

3 副会長及び監事は構成員の互選により定め、その任期は1年とする。

(役員の仕事)

第 5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会 議)

第 6 協議会は、会長が召集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第 7 協議会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、会長が召集し、別表 2 に定める者が議長となる。

4 幹事会には、議長が必要と認めた者を出席させることができる。

(幹事会の所掌)

第 8 幹事会は、協議会の委任を受けた事項について企画立案及び決定を行う。

(作業部会)

第 9 幹事会は、企画立案に必要な調査研究を行うため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(事務局)

第 10 協議会の事務を処理するため、別表 3 のとおり事務局を置く。

(経 費)

第 11 協議会の経費は、愛知県、碧南市、安城市、西尾市及び高浜市の負担金並びにその他の収入をもって充てる。

(雑 則)

第 12 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 1 1 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 1 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 5 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。

別表 1 (第 7 の 2 関係)

愛 知 県	環境部長 農林水産部長 建設部長 西三河県民事務所長 西三河農林水産事務所長 西三河建設事務所長 知立建設事務所長
碧 南 市	経済環境部長 建設部長 開発水道部長
安 城 市	産業振興部長 環境部長 建設部長 上下水道部長
西 尾 市	産業部長 環境部長 上下水道部長
高 浜 市	市民総合窓口センター長 都市政策部長

別表 2 (第 7 の 3 関係)

事 業	議 長
要綱第 2 に掲げる事業のうち、(3) 以外に関する事項について	愛 知 県 環 境 部 長
要綱第 2 に掲げる事業のうち、(3) に関する事項について	愛 知 県 建 設 部 長

別表 3 (第 10 関係)

所 掌 事 務	事 務 局
要綱第 2 に掲げる事業のうち、(3) 及び (4) 以外に関する事項について	愛知県環境部 水地盤環境課
要綱第 2 に掲げる事業のうち、(3) に関する事項について	愛知県建設部 下水道課及び河川課
要綱第 2 に掲げる事業のうち、(4) に関する事項について	愛知県 環境部水地盤環境課、 農林水産部農業経営課 及び 建設部河川課